

摂津市議会

文教上下水道常任委員会記録

令和8年3月10日

摂津市議会

目 次

文教上下水道常任委員会

3月10日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、 審査案件-----	1
開会の宣告-----	3
委員会記録署名委員の指名-----	3
議案第1号所管分及び議案第9号所管分の審査-----	3
質疑（松本暁彦委員）	
議案第2号、議案第3号、議案第10号及び議案第11号の審査-----	30
質疑（宇都宮美男委員、谷口治子委員、香川良平委員、西谷知美委員、 松本暁彦委員）	
議案第20号の審査-----	53
質疑（香川良平委員）	
議案第26号の審査-----	53
質疑（谷口治子委員）	
採決-----	54
所管事項に関する調査について-----	55
閉会の宣告-----	56

文教上下水道常任委員会記録

1. 会議日時

令和8年3月10日(火) 午前10時 開会
午後 3時7分 閉会

1. 場所

第二委員会室

1. 出席委員

委員長 水谷 毅 副委員長 西谷知美 委員 宇都宮美男
委員 谷口治子 委員 香川良平 委員 松本暁彦

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長 嶋野浩一朗 教育長 若狭孝太郎 教育総務部長 安田信吾
こども家庭部長 森川 護 上下水道部長 西川 聡
教育総務部副理事 大崎貴子
こども家庭部副理事兼こども政策課長 飯野祐介
こども家庭部副理事兼出産育児課長 松田紀子
上下水道部副理事兼下水道事業課長 井上齊之
教育政策課長 小西 仁 学校教育課長 田中大介
教育支援課長 武田進介 生涯学習課長 千葉郁子
こども家庭相談課長 佐野嘉宏 保育教育課長 湯原正治
経営企画課長 浅尾耕一郎 料金課長 森崎孝弘
水道施設課長 名古屋幸祐 学校教育課参事 羽田行伸
保育教育課参事 中川資子

1. 出席した議会事務局職員

事務局次長 森口雅志 事務局副主査 杉本晃司

1. 審査案件(審査順)

議案第 1号 令和8年度摂津市一般会計予算所管分
議案第 9号 令和7年度摂津市一般会計補正予算(第8号)所管分
議案第 2号 令和8年度摂津市水道事業会計予算
議案第 3号 令和8年度摂津市下水道事業会計予算

- 議案第10号 令和7年度摂津市水道事業会計補正予算（第4号）
議案第11号 令和7年度摂津市下水道事業会計補正予算（第4号）
議案第20号 摂津市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定の件
議案第26号 摂津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定の件

(午前10時 開会)

○水谷毅委員長 ただいまから文教上下水道常任委員会を開会します。

本日の委員会記録署名委員は、宇都宮委員を指名します。

それでは、昨日に引き続き、議案第1号所管分及び議案第9号所管分の審査を行います。

質疑に入ります。

松本委員。

○松本暁彦委員 おはようございます。それでは昨日に引き続きまして質疑をさせていただきます。

既に委員から多々質問がございましたので、重なる部分については一部要望等させていただきますと思いますのでよろしく願いいたします。

まず1番目です。予算概要の58ページで、民間保育所等入所承諾事業です。

J R 千里丘駅西地区周辺での保育施設の確保等について質疑をしようと思いましたが、こちらについては、既にJ R 千里丘駅西地区再開発の2街区での保育施設の委託先は見つかったということで、その点についてもよかったですと思います。

代表質問でも要望いたしましたけども、千里丘駅周辺での新たな場所の検討については引き続き、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

待機児童解消に向けた取組は会派としてもしっかりと進めていきたいと思しますので、よろしく願いいたします。1番目は以上です。

続きまして2番目です。こちらと同じく民間保育所等入所承諾事業の中で、こども誰でも通園制度の話です。

こちらの予算の枠組みと今年度の取組については、前の委員の質問でありまして

理解はいたしました。これについては一時預かりとも連携していけば多くのニーズを満たすものと期待をしております。

また、事前に登録が必要な条件があります。しっかりと周知を図っていく必要があると思いますし、人数の制限等もありますので、こういった課題についてはどのようにお考えなのか、1点お聞きしたいと思います。

続きまして3番目です。58ページ、就学前教育・保育推進事業です。

こちら幼保小架け橋プログラムの検討に当たっての幼小連携接続に関する考え方については代表質問で質疑をいたしました。

それでは検討に当たって具体的にどう進めていくのか、いつプログラムが出来上がるのか、そこをお聞きしたいと思います。

続きまして4番目です。60ページ、学童保育室管理運営事業です。

こちらについても、委員から多々質問がございましたけれども、総括的にお聞きしたいと思います。学童保育における令和8年度全体の取組についてどのようなものかお聞きしたいと思います。

続きまして5番目、72ページ、母子健康診査事業についてです。

5歳児健診についてになります。こちらでも代表質問等々、また議案については理解をしております。

そこで、健診の具体的要領について、どこでどのようにして行うかなどの内容についてお聞きしたいと思います。

続きまして6番目です。72ページ、予防接種管理事業です。

こちら4か月児健診と同時接種の集団BCGについて令和8年度からやめるということで、昨日も質疑がございました。

こちらについては理解をいたしました。

特に発熱時に、子供の体調を見てやっぱり打たせないという配慮は大事であり、ちゃんと子供の状況を見て打ってほしいので個別接種ということで理解をいたしました。結構かと思えます。

ただ、こういった情報も予防接種のホームページへの掲載を行って周知を図ることが大切であることは言うまでもありません。

例えば吹田市は予防接種を受けに行く前の注意事項が記載されております。厚生労働省でもBCGのページには、接種を受けられない方や接種に注意が必要な方の項目があり、詳細が記載されております。

本市の子供たち向けの予防接種のホームページには、そういった接種に当たり注意すべき事項が記載されておられません。大事なことは何度でも啓発し、認識を高めておく必要があります、記載をしたほうがよいと思えますけれども、その辺りのお考えをお聞かせください。

続きまして7番目、児童虐待防止に関することです。これも昨日、委員から多々質問がありましたので、包括的にお聞きしたいと思えます。

前回の決算に係る審査の中で、令和6年度は家庭児童相談事業の中で1,265件あり、令和5年度の約1.23倍とのことでした。令和7年度の集計はまだかと思えますが、それも踏まえて、令和8年度の予算組みをしているものと理解をしております。

そこで令和8年度における児童虐待防止の取組について総括的にお聞かせください。

続きまして8番目です。108ページの小中学校通学区域等事業です。こちらは要

望とさせていただきます。

事業の取組については理解をしております。その中で代表質問において会派として、小中一貫校と義務教育学校の話をしております。

結論ですけれども、このこと自体は本市でも採用するものになると予想しております。ただ、今ではなく、5年、10年、あるいは20年後になるかと思えます。これは単純に財政的な面を見た際に、小学校2校と中学校1校の3校を建て替えるのか、あるいは1校を集約して建て替えるのかという話になります。

千里丘小学校の建て替えで何十億円という費用がかかっていることを見れば、いずれ老朽化で建て替えざるを得なくなったときに、全部は無理、集約してはどうかというような声が自然と上がってくることは十分に予想されるわけでございます。

まだ先ではありますが、せっぱ詰まってそのときに考えるのと、事前に子供たちにとってあるべき小中一貫校等の在り方を検討、準備しておくのは全然対応が変わってまいります。ぜひとも教育委員会としてはそのことを留意し、小中一貫校、義務教育学校をもっと研究すべきと思えます。

そこで検討された結果、すばらしいものであれば、建て替え時期が来る前に先手を打つなど、教育委員会としての選択肢も広がると思えますので、要望とさせていただきます。

続きまして9番目です。110ページ、新入学用品支給事業、ランドセルの件です。

これも昨日、委員から多々質疑がございましたので、一定理解をしております。その中で、昨年、ランドセルの肩ひもの不具合について、市民の方から情報提供があり、相談させていただきました。その対応につ

いてはどうされたのかお聞きしたいと思います。

次に10番目です。120ページ、小学校給食事業です。

こちらについては代表質問でも、また昨日、委員からの質疑も多々ございましたので、無償化になった理由等については理解をいたしました。

その中で、今後物価高騰で経費が増えた場合についてはどうするのかということもございました。こちらについては要望とさせていただきますけれども、財政状況が許せば、今後、経費が増えた場合も、市として負担されることが望ましいと考えております。

今、社会保障費などの増大で現役世代の手取りが減少していると指摘されております。そういった中で、現役世代の負担を少しでも軽減する、子育て世帯を支援することは適切であると思いますので、ぜひ念頭に入れていただければと思います。

続きまして11番目になります。124ページ、中学校給食事業です。

子供たちが選ぼうとしないデリバリー方式を何とかしてほしいという保護者の方々の意見もありました。2020年夏から生徒目線に立った工夫で生徒たちが選択したくなるような給食にすべきと提言し、当時の担当課長が、毎週水曜日を乳酸菌飲料のジョアの日にされたり、また、子供たちの好む献立、例えばカレーやハンバーグ、空揚げとかの提供回数を増やしていただきました。

そういった工夫をされている中、今回いよいよ全員喫食となりますが、選択制給食でも取り組んできた、生徒たちに喜ばれる給食となるための工夫についてどのようなものをされるのか、1点お聞きしたい

と思います。

続きまして12番目です。114ページ、学校部活動対外競技参加費補助金についてです。

以前からも要綱の見直し、全国大会に参加する場合、特に大人数だと負担が大きい中で、少しでも軽減してほしいという要望があった中で議論してまいりました。要綱見直しの現状についてお聞かせてください。

続きまして13番目です。114ページ、学校部活動等助成事業です。

これも昨日、あるいは代表質問でも議論されています。部活動の地域連携に関わります。

まず、学校部活動における教師の負担についてはどう捉えているのか、お聞きしたいと思います。

続きまして14番目、114ページの学力向上推進事業です。

学力向上につきましては、前回の決算に係る審査において小学校で成績が上がっていた学年が、中学校では成績が伸び悩んでいることを指摘しました。大きな課題の一つと考えております。

中学校現場の声をお聞きしていると、成績の中間層が少なくなり、成績優秀な生徒と成績が低い生徒の二極化になりつつあるということや、学習意欲のない生徒への対応が大変で、学習指導の到達度の低い生徒への指導が大きな課題だと挙げられております。

中学校こそ、勉学が難しくなるため、意欲を維持向上させる取組が大切です。この意欲をどう高めていくのか。キャリアパスポートの活用も大切だと思いますけれども、その点を含めて中学校の学力をどう上げていくのか、お考えについてお聞きしたい

と思います。

続きまして、15番目です。118ページ、小学校教育用コンピューター事業です。

情報モラル教育については昨日の質疑で一定理解をいたしました。小学校1年生から中学校3年生まで情報活用能力をしっかりとかかして取り組んでいるということと理解をいたしました。大変大切なことだと思います。

それを踏まえて、次に代表質問でも質疑いたしました。ガイドラインの策定についてです。

児童・生徒や保護者への対応に取り組むことはもとより、教員にとって例外ではありません。特に最近ではスマホ世代が教員となっており、タブレット端末使用の抵抗も一層低くなっているものと思います。これもまた野放しではいけないと提言しております。

私が2018年から2年間、関西学院大学のビジネススクールに在籍していたときに、グループワークでは議論することが求められ、紙やペンを使って考えを示すなど端末をいじっている時間はなく、また必要もありませんでした。アナログは大事かと思っております。

学校現場を度々見に行く機会がございますが、そこでタブレット端末を使用している場面はあるものの、児童・生徒がただ端末をいじっているという場面が散見され、本当に効果を上げているとは思えない、そういった状況が、どちらかというときが多いかと思われました。

学校でのタブレット端末使用におけるガイドライン策定については現在検討しているとのことですが、そのことを踏まえて策定に向けた課題についてはどのようなものか、お聞かせください。

続きまして16番目です。教育大綱についてです。

こちらは予算に関わる教育全般の方向性を示すものとして重要なものであると理解しておりますので、質疑をさせていただきます。

私は前回の決算に係る審査の質疑で、教育長に、若狭カラーを出してほしいということをお願いいたしました。このようにすばらしい大綱を出されたということは高く評価しております。これを見ると、若狭カラーというのは青色かと思われました。

そういう中で、教育大綱、基本方針に「人と人をつなぐことばの力を育みます」というところがございます。これも代表質問でもございましたけどもお聞きしたいと思います。これを取り上げた背景及びその経緯をお聞かせください。

あわせて、なぜ漢字の「言葉」ではなく平仮名の「ことば」にしたのかもお聞きしたいと思います。

続きまして17番目です。同じく教育大綱の基本方針1の「こどもたち一人ひとりが、自ら未来を思い描き、主体的に切り拓く生きる力を育みます」というところです。

こちらでも代表質問で質疑もしましたけども改めて教育にどのように反映していくのかをお聞きしたいと思います。

続きまして18番目です。112ページ、教育支援ルーム運営事業です。

不登校支援教室についての質疑になります。不登校のニーズについては昨日の質疑で理解をいたしました。中学校で120数名、1学年の人数になり大変なことになると改めて認識しております。

そのことを踏まえて教育支援ルームの充実というのは大変重要であると提言しておりますけども、令和8年度の取組につ

いてはどのようなものかお聞かせください。

続きまして19番目です。126ページの青少年夢感動体験事業についてです。

こちらも代表質問や昨日の質疑もございましたので要望とさせていただきます。ぜひ本市のものづくりのまち、その利点を生かした体験事業に取り組んでいただきたいと思います。

ここで将来に関わる記事がありまして、読売新聞の記事なんです。みずほフィナンシャルグループが、AI人工知能を活用し、全国に約1万5,000人いる事務職を今後10年間で最大5,000人減らす方針を固めたと。最新のAIを使うことで、書類確認などの手間を大幅に削減する。営業やグループの業務支援などに当たる部署への配置転換を進め、収益の強化を図るというものです。

本当にAIが人の、いわゆるホワイトカラーというか、そういったものに対して代替りつつある。その一つの表れかと認識をいたしました。

みずほ銀行の事例も踏まえて、AIの進化というのは目をみはるものがあり、かえってAIができない仕事はますます重宝されることと思います。

ものづくりというのは人間にしかできない創造性とかがあります。そういったことも見据えて、決してAIに代われる職種にするなというわけではないんですけれども、本市の利点とかを生かして、ぜひ頭に入れながらしっかりと検討していただけたらと思います。

これはやる気スイッチにつながるもので大変すばらしいものと期待をしておりますので、よろしく願いいたします。こちらは要望とさせていただきます。

続きまして、最後です。20番目、図書館運営事業についてです。

これも先ほど来質疑ございましたので、私からは読書活動の推進についてお聞きしたいと思います。

1年前の予算に係る審査において、第5次摂津市子ども読書活動推進計画について質疑しました。どんどん不読率を低減させていくという意気込みも聞かせていただきました。その上で令和8年度における読書活動推進の取組についてどうされるのかお聞きしたいと思います。

1回目は以上です。

○水谷毅委員長 答弁を求めます。

湯原課長。

○湯原保育教育課長 それでは、2番目でございます。乳児等支援給付費負担金に係る御質問に御答弁申し上げます。

こちらは、いわゆるこども誰でも通園制度の内容となっております。こども誰でも通園制度につきましては、子供の成長の観点から全ての子供の育ちを応援し子供の良質な成育環境を整備することを目的に、令和8年度から本格実施となるものでございます。

本市では令和8年度の本格実施に先立ち、令和7年度からは私立保育施設の協力を得て事業を実施いたしております。本市では令和7年10月から2施設、令和8年1月から2施設、2月から2施設の計6施設で実施をいたしております。

事業実施箇所の開設に合わせまして、市広報にて制度の内容も含めて、令和7年度は2回周知を行ってきたところでございます。

引き続き様々な機会を捉え対象となる子供とその保護者の方へ周知を行ってまいりたいと考えております。

あわせてニーズの把握についてでございます。令和7年10月から実施したところでございますので、ニーズの把握はまだ難しいところもございます。

ただ、今後ニーズの把握に努めてまいりまして、必要に応じて、受皿の確保にも取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○水谷毅委員長 中川参事。

○中川保育教育課参事 それでは、幼保小架け橋プログラム策定会議についての御質問にお答えいたします。

本プログラムの策定は令和8年度から令和9年度末までの2か年にかけて進める予定をしております。

令和8年度は策定プログラムの大枠ですとか方向性を決定し、内容の作成に重点を置いて進めたいと考えております。

令和9年度は、令和8年度に作成したものの肉づけや、実際に現場で実践する期間にできればと考えております。

会議内容としましては二つの会議体を立ち上げ、それを並行して進める予定をしております。

一つ目は、会議へ招聘する学識経験者のお二人と校長、園長等で構成するカリキュラム開発会議です。こちらはプログラムの大枠ですとか、章立て、また論点・方向性等を年三、四回程度、御議論していただく予定をしております。

二つ目は、園と学校双方の教職員を委員とするワーキンググループ会議でございます。実務的なカリキュラムの内容、実際の授業や保育の好事例等について語り合っていたくもので、年6回を上限として開催を予定しております。

また実施に当たり、日々多忙な現場の先生方の会議での負担を最大限軽減したい

と考えております。

実は令和4年3月に文部科学省から、作成に向けた手引きの初版が発出されております。その一文にも「関係者の負担を最大限軽減すること」というような文言もございますので、委員の方々にはこの内容・表現は適切であるかどうか、この内容で現場に使えるかどうか、この表現で先生方に分かっていただけか等の議論と内容の吟味に注力していただきまして、その他の環境整備は事務局で行っていく、このように進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○水谷毅委員長 飯野副理事。

○飯野こども家庭部副理事 4番目の学童保育に関する御質問にお答えいたします。

総括的にということではございましたが、ここ数年小学校の児童数は減少しております。その一方で、学童保育の入室児童数は年々増加しております。令和8年度もさらに増加することが見込まれております。入室率の上昇に終わりが全然見えない状況でございます。

そのような上昇する学童保育ニーズに対応しないといけないということで、指導員の確保とともに、令和5年度には摂津学童保育室、令和6年度には味舌学童保育室と三宅柳田学童保育室の建設をしてまいりました。

一方で、そのような受皿を整備するとともにサービスの向上も求められております。こちらにつきましても、延長保育でございますとか、土曜日保育の毎週実施、あと4年生保育をこれまで進めてきたところでございます。

一定、サービス向上についても進めてくる中で、4年生保育を全体に実施できるよ

うに進めていかないといけないということで、令和8年度につきましては、摂津学童保育室と別府学童保育室において実施することで考えております。

以上でございます。

○水谷毅委員長 松田副理事。

○松田こども家庭部副理事 5番目の5歳児健診の具体的な内容についてでございます。

5歳児健診は様々な実施方法がございますが、本市においては2段階方式で実施したいと考えております。

2段階方式と申しますのは、第1段階でスクリーニングをかけまして、追加で確認が必要なお子さんについては、2段階目の集団健診に進んでいただくものでございます。

この1段階目のスクリーニングにつきましても、実施方法は幾つかの方法がございますが、5歳児健診においては、集団の中での発達の状況、例えば集団遊びにおいてルールや順番が守れるか、お友達との関わり方はいかがかといった点などを確認させていただくため、子供たちの実際の生活の場であるこども園等に保健師や心理士が訪問し、状況確認の上、保護者のアンケートと合わせて1段階目のスクリーニングとさせていただきたいと思っております。

また、市内の園に通っているお子さん以外の子供たちについては、全員2段階目の集団健診の御案内を差し上げますので、そちらを受診いただくよう検討中でございます。

なお実施に当たっては、4歳6か月以降のお子さんが対象になるため、4月ではなく9月以降に実施を始める予定でございます。

続きまして、6番目の予防接種については、ホームページ欄に、接種時の注意事項を入れてはどうかという御意見をいただきました。検討させていただきまして、掲載する方向で考えていきたいと思っております。

○水谷毅委員長 佐野課長。

○佐野こども家庭相談課長 それでは7番目、児童虐待対応に係る令和8年度の包括的な取組についてお答えいたします。

本市の虐待対応の通告件数は令和5年度で1,021件、令和6年度で1,263件、令和7年度も令和6年度以上の件数増加となっております。

これは関係機関や市民、職員の意識の高まりにより小さなリスクも見逃さなかったものであると評価している一方、虐待が発生し、繰り返される現状でもあることから、虐待を未然に防止する取組、また早期発見を行い、重症事案化させない支援や取組を継続していくことが非常に重要であると考えております。

そのため令和8年度の取組といたしましては、子育て世帯の孤立防止、児童虐待の未然防止に向けて、こどもつながり訪問による支援を、重症事案化にさせない取組については、親支援回復プログラムのMY TREEペアレンツ・プログラムや臨床心理士によるカウンセリングなどを実施してまいります。

また、パープル&オレンジリボンキャンペーンなどを通じた児童虐待防止の啓発や関係機関などと連携したヤングケアラー支援に取り組んでまいります。

引き続き各家庭の状況に応じた支援・事業を実施してまいりたいと考えております。

以上です。

○水谷毅委員長 小西課長。

○小西教育政策課長 9番目の御質問、新入学用品支給事業ということで、ランドセル肩ひもが緩みやすい事案についての対応でございます。

今年度入学の新1年生に配付したりリニューアル後のランドセルにおきまして、昨日もありましたように、バックルの台座パーツの不装着に加えて、肩ひもが緩みやすいというお声をいただきました。

不具合発覚後、すぐに事業者に連絡をしまして、不良があった場合の速やかな交換対応を行いました。

事業者に対しましては、出荷前の検品体制の強化を申し入れておるところでございます。

続いて11番目、中学校給食事業についてでございます。

デリバリー食缶方式による全員喫食におきましては、生徒たちが満足できる質の高い給食の提供に努めてまいりたいと考えております。

具体的には、必要な栄養量の確保はもとより主食、主菜、副菜のバランス、彩りや見た目の工夫、旬の食材の活用など生徒たちが食べたいと感じる献立の工夫を行います。

さらに長年積み上げてきました小学校給食のノウハウを生かした小学校と連携した献立を作成するとともに、毎月配布する栄養だよりなどを通じて、行事食や各地の郷土料理の意味や背景を伝えるなど魅力あるメニューづくりと給食を教材とした食育の推進に取り組んでまいります。

給食への関心と満足度を一層高め、魅力向上を図っていきたいと考えております。

○水谷毅委員長 田中課長。

○田中学校教育課長 12番目の学校部活動対外競技参加激励金の要綱改定の状

況について御答弁申し上げます。

学校部活動対外競技参加激励金の令和7年度の交付実績といたしまして、3部活5名が全国規模の大会に出場しております。内容としては、ソフトボール部2名が全日本中学生女子ソフトボール大会に出場、それから科学技術クラブの3名が情報オリンピックセミファイナル出場、パソコンコンクール全国大会参加など様々な分野で全国大会出場が見られます。

団体出場の激励金の見直しについては文化スポーツ課の激励金、全国大会等出場激励金との制度調整も必要であったり、また部活動の地域展開が進みますと、地域クラブというものが出てきます。地域クラブが全国大会に出場した場合、今ほどこの要綱にも定まってないところではありますので、その辺りの整理も含めて慎重に検討しておるような状況でございます。

続きまして13番目、同じく学校部活動助成事業における部活動の教師の負担状況でございます。

学校部活動においては、指導を希望して取り組んでいるという教員がいる一方で、未経験な部活動を担当して指導に悩む教員も少なくはございません。

また、教職員アンケートであるとか、ストレスチェックにおいて、長時間勤務の要因として部活動を挙げる回答が多い実態がございます。

こうした状況を鑑み、単独で指導が可能な部活動指導員を配置したり、専門的な指導が可能な部活動補助員等を配置して教員の負担軽減を図るとともに、専門的な指導の充実を図ってまいりたいと考えております。

続きまして14番目、学力向上推進事業に関わる中学校の学力向上に対する見解

について御答弁申し上げます。

中学校の学力向上に向けては、主に2点の取組が必要かと思っております。

まずは基礎・基本の定着です。これについては昨日の答弁と重なるところはございますが、基礎・基本の定着についてはやはり小学校段階からの学習の積上げが大きく影響するところがございます。

小学校中学年以降の学習内容が抽象化し、差が生じやすい状況でございますので、令和8年度は小学校の放課後学習広場を開設するための学習サポーターの追加配置をすることで、小学校段階で基礎・基本を定着させることが、まずは中学校の学力向上の基礎になると考えております。

もう1点は、子供主体の授業改善です。

子供たちが友達に伝えたいとか、もっと学びたいと思えるような授業の工夫が必要です。現在複数の中学校で主体性をテーマにした校内研究を進めております。教育委員会としても引き続き、学力向上の担当者会の実施や指導主事による学校訪問を通して、伴走支援をしております。

続きまして15番目、小学校教育用コンピュータ事業に関わる教職員用のガイドライン策定における課題でございます。

一人1台端末の活用におけるICTのメリット・デメリットの双方を踏まえながら活用していくということは、何度も御質問もいただいているように重要だと捉えております。

その上で、ガイドライン策定の課題は、授業の具体的な場面に応じた活用の考え方を紙面上で十分に表現することが難しいという点でございます。

例えば、子供たちに考える場面についてはすぐ検索には頼らないであるとか、子供たちの交流の場面では一人1台端末活用

の意味を考えることを示すのは可能でございます。

しかしながら実際の授業では状況に応じた判断が求められます。子供たちの状況であったりとか、その授業の本来の力をつけるための目的や、場面によっては検索機能を多く活用することで質の高い授業になることもあり得ます。

そのためガイドラインの作成と併せて、授業改善の場面の指導、また研修を通して教員が具体的に考える場面をつくる必要があると考えております。

続きまして16番目の「ことばの力」に関わる御質問について御答弁申し上げます。

まず漢字の「言葉の力」ではなく平仮名の「ことばの力」にした理由でございますが、今回用いています平仮名での「ことば」は、単に言語としての言葉にとどまるものではありません。人が他者と関わる中で、声の調子であったり、表情、仕草、それからまなざしを通して、思いを伝え、逆に相手を理解するという営みを表す概念として用いております。

多様な価値観、文化的背景を持つ人々が共に生きる今、相手を理解し、自分の思いを適切に伝える力がますます重要になってまいります。

そのため本市におきましては、語彙力、読解力のいわゆる漢字の「言葉」の言語能力に加えまして、相手の立場を理解し、思いを伝え合うコミュニケーション力を相互に育むといった意味を込めて、漢字の「言葉」ではなく平仮名の「ことば」という表現をしております。

続きまして17番目、「主体的に切り拓く生きる力」の見解について御答弁申し上げます。

変化の激しいこれからの社会において知識や技能を身につけるだけではなく、それを実際の生活や社会の中で活用しながら、自分で考えて、判断して、行動していく力が必要だと考えております。

子供たちが地域や社会とのつながりを通して学び、体験を重ねるなどを通して、子供たちが自分の考えを持ち、周りの人と関わりながら学びを深めていく、そういった主体的な学びを進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○水谷毅委員長 武田課長。

○武田教育支援課長 18番目、教育支援ルームの令和8年度の取組についてお答え申し上げます。

令和7年度に引き続き学校と連携しながら、不登校児童・生徒の社会的自立に向けたエネルギーを充電する場として、学習支援やソーシャルスキルトレーニング、スポーツなどの体験活動に取り組むとともに、不登校児童・生徒の保護者への支援を継続してまいります。

また、新たに大阪人間科学大学と連携し、教育支援ルームを利用する児童・生徒を対象に、大学のキャンパス見学を企画しております。児童・生徒にとって大学生が学習している場を見たり、大学生と交流をしたりすることで、将来の自分を考え、学習等に取り組むためのよい動機づけになると考えております。

以上です。

○水谷毅委員長 千葉課長。

○千葉生涯学習課長 20番目の令和8年度の読書活動の推進についてお答えさせていただきます。

令和6年度に策定いたしました摂津市子ども読書活動推進計画に基づき、家庭、

学校、図書館などが連携しながら取組を進めているところでございます。

令和8年度の具体的な取組予定ですが、小・中学生全員に配付されているタブレット端末を活用しまして、学校における電子図書の有効活用を図っていきけるよう、関係課と協議を行っていく予定でございます。

また、公民館や図書館を活用した学習スペースや居場所の充実に努め、子供が本と触れる機会が増えるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○水谷毅委員長 松本委員。

○松本暁彦委員 ありがとうございます。それでは引き続き、質疑をさせていただきます。

まず、2番目のこども誰でも通園制度の取組についてです。ニーズ把握については令和8年度から本格的に実施するというところで、これからやっていくと理解いたしました。

今年、急遽子供を預けないといけないときがありまして、一時預かり、そしてまたこのこども誰でも通園制度を实际利用できないかということで、いろいろ探したんです。

一時預かりとこども誰でも通園制度を利用者がちゃんと理解をして柔軟に使えるかはすごく大事だと思いました。

事前登録が必要なので、突然行っても事前登録が必要です、無理ですよとか、人数が2人しかいないのでできませんとかもあります。ただ私も事前に知っていれば、例えば取りあえず全部登録しておいて、いざとなったらすぐ書くとか、逆に事前登録を促しておくとか、そういったところが本当に必要なときにスムーズに受けられる

というところかと思いました。

人って本当に必要なときにしか動かないときがありますけども、動いたときには、手続があってできないっていうところがあります。そこは周知が少し難しいとは思いますが、やり方について、例えば事前に登録しておいてくださいとか、ぜひサービス向上として取り組んでいただきたいと思えます。

また、ニーズをしっかりと把握していただいて、人数が必要なところは増やしていただく、そして一時預かりと合わせて、ニーズ把握に取り組んでいただきたいと思えます。こちらについては要望とさせていただきます。

続きまして3番目です。

就学前教育につきまして、プログラムの検討に当たっては二つの会議体ということで理解をいたしました。カリキュラム開発会議とワーキンググループ会議で取り組むということです。

ぜひ検討していただきたいと思うことがございまして、幼小連携の接続に関してです。関係者の方々と話をしていると評価の話になります。保育園等では、いわゆる通知表という評価を受けないものの小学校では通知表という評価を受けることになる。これは大変大きな違いという声をお聞きしています。

ちょうど1年前に、私の予算に係る審査の質疑中に中川参事から、子供はどのような保育方針や理念、行事等であっても楽しいと感じて、喜んで、遊んで、やらされているのではなく自ら楽しんで主体的に関わっていることで集中力も高まり、非認知能力、ひいてはそれが認知能力の高まりにつながると考えておりますという答弁がございました。まさに保育施設では主体的

にのびのびと過ごしております。

それが小学校になると、がんじがらめのカリキュラムになり、きめ細かいルールなど状況が変わって、それに従うことがよしとされる。また学期末になると評価が下される。それら評価によっては、保護者に叱られたりとか、トラウマになった子供は評価を得るための行動を行うようになる。主体的でなく周りを見た行動を取るようになり、そして学校生活が気づけば押しつけとなって苦痛となってしまふ。

統計にはないものの、小1プロブレムの要因の一つとして、挙げられるものと私は考えております。

そういった中で通知表を巡る園と小学校の差異はとても大きいものと考えます。担当課として評価制に対する認識をお聞きしたいと思います。

続きまして4番目です。学童保育についてです。

児童は減少しているものの学童の入室児童数は増加、ニーズは増加している現状については理解をいたしました。

この社会情勢の受皿の確保はやむを得ないものと理解をいたします。そこはぜひしっかりと引き続きサービス向上に取り組んでいただきたいと思えます。

今回、摂津学童保育室、別府学童保育室の4年生保育に取り組むと。昨日の質疑は千里丘学童保育室がまだというところでもございました。地域差というものもあります。ぜひそこも取り組んでいただきたい。

引き続き学童保育につきましては、サービス向上に取り組まれるように要望とさせていただきます。

続きまして5番目です。

5歳児健診の具体的内容については理解をいたしました。段階的にやっていくと

ということで、スクリーニングをかけて、その後集団健診を実施していくということで理解をいたしました。

悩みを抱えている方々も多くおられると思いますので、これはしっかりと取り組んでいただきたいと思います。小1プログラムの対応にもしっかりと貢献するものと高く期待をしておりますので、この実施については高く評価をいたします。

その中で、令和7年第2回定例会の私の一般質問で「子どものスマホ・タブレット端末等依存対策と愛着形成について」という質疑の中で、愛着形成の重要性を確認いたしました。

妊婦や父親を対象としたプレママサロンとか、4か月健康診査時に親子の関わり方について啓発を行い、その重要性を図っているという答弁がございました。ただ市のホームページやせつつみんなで子育てネットにはそういった資料がございません。

4か月児健診、プレママサロンで父母両方が参加することは少なく、また祖父母とか親族、民生委員、地域の方々と保護者以外にも多くの方々が子育てに関わっております。愛着形成というものが本当に大切であれば、より多くの方に周知を図る必要があると思います。そういうことをホームページ等にも資料を掲載して啓発を行うべきと考えますけれども、その点お考えをお聞きしたいと思います。

続きまして6番目です。予防接種管理事業の中で、注意事項についてはホームページへの掲載を検討していくということで理解をいたしました。

大切なことは何度でも繰り返し啓発を高めておくということで、よろしく願いいたします。こちらについては以上です。

続きまして、7番目の児童虐待防止についてです。

児童虐待の傾向が変わっていないということは理解をいたしました。ここまで児童虐待はいけないというのは認知されているものの減らないことについては、やはり核家族化とか孤立家庭が増えている社会構造的なものが原因かと理解をしています。私は社会的構造が原因であると考えております。

そういった中で、児童虐待防止に取り組む必要性は、これからも変わらず重要であると思います。令和8年度も引き続きしっかりと取り組んでいただきまして、事件がないということが課にとって本当に素晴らしいことですので、よろしく願いいたします。この点についても、以上とさせていただきます。

続きまして9番目です。

ランドセルの肩ひもの不具合については、代替品との交換と、業者については点検にしっかりと取り組んでいるということで理解をいたしました。

まだいろいろ出てくるかと思えますけれども、丁寧に対応をしていただければと思いますので、こちらについても要望させていただきます。よろしく願いいたします。

続きまして11番目の中学校給食についてです。

しっかりと取り組んでいくというところで理解をいたしました。中学校の教室を見ていると教室が狭いところは本当に気になります。配膳とかもすごく大変だと思います。いろいろありますけれども円滑な全員喫食になるように要望いたします。

あと忘れてはならないのは給食センターについてです。令和6年度の基本実施設計を完了している中で、環境センターの解

体の延期に伴って給食センターの建設も再々延期となったわけでございます。

これは代表質問でも指摘しましたけれども、中期財政計画には、環境センター解体の件は含まれておらず、計画の5年間は少なくとも動かないと認識するわけです。

しかも、環境センター解体と給食センターと高台公園の建設の三つを実施しようとするれば、少なくとも70億円から80億円、下手すれば90億円、100億円という費用が必要になると思います。現状を踏まえて、本当にいつ実行されるのか分からなくなったということになります。誰もいつ開始されるか分からず、無期延期、そういった懸念もございます。

そのような状況において、小学校給食調理施設の更新なども踏まえて、給食センターが真に必要であれば、環境センター解体よりもまずは給食センター建設を優先するといった決断が求められる場合もあるわけでございます。

会派として代表質問時に、地域公共施設再編を改めて検討し直すべきと提言をしております。

どのタイミングでどういったことが必要になるか、具体化するかとか、そういったことも教育委員会としてはしっかり準備をしておくべきだと思いますので、ぜひとも検討していただきたいと思います。これについては要望とさせていただきます。

続きまして、12番目、学校部活動対外競技参加費補助金についてです。

地域クラブ等々に関係して慎重に検討しているということで理解をいたしました。

こちらについても、地域連携、地域クラブがいつになるか分からないということがございます。2年前に団体競技をされて

いる生徒の保護者から要望がありました。考え方的には実際に直面しているニーズに対してどう答えようかというところかと思えます。

地域展開については、昨日の質疑等もございまして、慎重に検討する中でいつになるか分からないということです。課題であるとは認識しているものの、いつになるか分かりませんっていうのは残念です。

規則・ルールというのは、条件に合わせて常に改善をしていくということでございます。地域展開ができれば、その都度改善していけばいい。それは要綱の中の話ですから、教育委員会として主体的に取り組めるわけです。

そのニーズに対してどうあるべきかという姿勢についても問われる話だと思いますので、ぜひそこはしっかりと検討して、やるんだったら、すばっと。状況を見て改善していく。

これについて正解はないと思います。その都度その都度の状況に応じて正解があるわけでございますので、ぜひ失敗を恐れずやっていただきたいと思います。これについては要望とさせていただきます。

続きまして13番目です。学校部活動助成事業についてです。学校部活動における教師の負担については理解をいたしました。未経験でしたら悩みますよね。また土日とか大会等もあれば長時間勤務というところもございまして。そこについては大変理解をしております。

現場からは部活動以外にも教職員の負担はまだまだ大きいとお聞きをしております。

教員の負担軽減と子供たちの部活動の選択肢の拡大と質の向上などのバランスを取りつつ、教育委員会として、地域連携

と合わせた拠点校方式だったり、合同部活動などをもっと進めるべきではないかと思ひます。

例えば顧問が二人いれば、その負担を半分まではいかなくても軽減できるし、地域人材も確保しやすくなります。今後の地域連携にも効果的ですが、そのことについてはどうお考えかお聞きしたいと思ひます。

続きまして14番目です。

学力向上推進事業の中で、中学校の学力をどう上げていくのかという答弁で、基本・基礎の定着、小学校段階から取り組む。そして子供主体の授業改善ということで理解をいたしました。

これも中学校の立場で聞くと、小学校で大変だった子はなかなか中学校では改善するのが難しく、小学校の取組が重要であるとお聞きする。そのことを認識されて今年度取り組むことは、高く評価をいたします。

以前にも指摘をしておりますけども、中学校での学力差というのは既に小学校で生じており、それが小学校に実情を聞きに行くと低学年で差が生じています。さらには学びの基礎力を養う就学前教育の時点でも、その差は見られ、突き詰めれば、ゼロ歳からの家庭環境にたどり着きます。

ゼロ歳からの言葉のシャワーをどれだけ浴びたのかで、将来の成功を左右すると指摘した医師が書いた本を以前に紹介しました。

このゼロ歳からの言葉のシャワーは、言い換えると愛着形成にほかならないと思ひます。当然例外はあると思ひますが、多くは成長過程での積み重ねの結果です。

そう考えれば、学力向上及び生きる力の育成というのは学校教育課だけでなく出

産育児課など教育委員会全ての課が関係をしており、それぞれの課がどう貢献できるか、あるいはどう他課に求めるか、積極的に関わり合って取り組んでいただきますよう要望いたします。

また、学力向上に欠かせないのは家庭学習です。公民館で学習場所の提供を行うことは高く評価いたします。ただやはりスマホ依存、この克服が求められております。

中学校の現場からも家庭学習の時間とスマホの使用時間というのが反比例しているとお聞きをしております。まさにスマホの弊害と言えます。スマホ依存対策を進めないと、家庭学習が進まない。これは以前からも指摘しておりますけど、その対策についてお考えをお聞きしたいと思ひます。

続きまして、15番目、小学校教育用コンピューター事業の中でガイドラインについてです。

先ほどございましたけれども、やはり事細かに指示をするというのは無理だと思ひます。それについては考えさせるということが必要かと思ひます。

私はそのガイドラインで教育委員会に求めたいのは、指針を示すということだと思ひます。例えば授業目的に対して効果が明瞭な場合においてはタブレット端末を使用するとか、使用目的を達成した場合は速やかに回収するといった指針ということです。

本当に細かいところは現場に考えさせるべきです。ただその考えるための土台というものを提供する。そこが私はすごく大事と思ひます。その文書で、あるとないとでは全然変わってきます。土台があると議論が進んでいくんです。

今その土台がなく、口頭だと伝わらない

部分もある。しかしながら紙だとしっかりと教育長、教育委員会の思いが伝わるので、細かいところをしっかりと考えさせる。考えさせるということが私は教員にも必要だと思えます。そこはしっかりとやっていただきたいと思えます。

私たちの世代にはタブレット端末はありませんでした。確かにプログラミングはできませんけども、様々な仕事には生かされており、特別なスキルを求められなければ、結局のところICT能力というのは、後づけでもほぼ変わらないと思っております。

端末を使うというよりも、限られた授業時間をいかに有効なものにするということを優先して取り組まれるよう要望いたします。

学力向上におけるICT教育の効果は限定的に見られないと。これは前回の決算に係る審査で指摘しました。

以前、小学校でパソコンが導入され、パソコンルームといった一つの部屋に集約されておりました。原点回帰といいますか、タブレット端末も一つの部屋に集約して、そこで使用させてもよいのではないのかと。台数も少なく費用削減もできます。そして、ICTに関わる何億、何千万という費用で、教員、講師、学習サポーターを増員して、小学校のさらなる少人数学級、そして中学校でも少人数学級を実現させることが、ずっと児童・生徒の学力向上及び生きる力の育成につながるものと考えます。これは個人的な思いでございます。

これについては以上です。

続きまして16番目で、「ことばの力」についてです。自分の思いを伝えるというところ、言語能力とコミュニケーション力、この二つを持って言葉の力ということで理解をいたしました。すごく理解をして、

よいと思えます。高く評価をいたします。

そこで、それをどう育成していくのかをお聞きしたいと思えます。

今年、「ルポ スマホ育児が子どもを壊す」など、教育に関わる本を出版されているノンフィクション作家の石井光太氏の講演を聴く機会がございました。

この講演には、難しい児童・生徒の対応として、言葉の力について話をされており、この言葉の力を養うには、自尊感情を向上させることと、2番目にリアルな多面的体験をさせること、3番目に言葉による成功体験の可視化、4番目に心の原風景を見せる、感じさせることというこの四つを挙げられておりました。

単純に言葉の力を養うとは言葉を教えるだけでなく、多角的なアプローチが必要であると認識をいたしました。そのことを踏まえて言葉の力をどう育成していくのかをお考えをお聞きしたいと思えます。

続きまして17番目、生きる力につきまして、主体的な学びを育てていくということで理解をいたしました。この主体的な力、「こどもたち一人ひとりが、自ら未来を思い描き」というところについては、非常に高く評価をしております。大変魅力的で画期的で、すばらしい一歩になると捉えております。

ただ代表質問でも質疑しましたけども、評価の要領によってはその成果が上がらないのではないかと懸念がございます。

会派の代表質問で、自分軸と他人軸という考えを紹介いたしました。自分軸とは自分の心、感情、信念など内発的動機で考えて行動することで、他人軸は他人の期待、社会的な評価、周囲の反応など、外発的動機で考え行動するというものです。

これはあくまでマクロ的な視点ですけ

れども、今の日本の教育は自然と他人軸で考える人の育成になっていると私は捉えております。

少し説明しますと、そもそも義務教育は、明治維新の富国強兵政策の一環で始まりました。国家に望ましい人材の育成が行われ、戦後においては、GHQの政策等に教える内容が変わったものの、国家に望ましい人材が、高度経済成長期を支えるための社会にとって望ましい人材の育成になっただけで、本質というのは明治から変わっていないと思います。

その本質とは、すなわち時の政府・統治機構によって、望ましい人材を育成するというもので、国から学習指導要領といった基準が示され、子供たちはその基準を達成するように教育を受けるということです。達成しなければ低い評価がつけられ、子供たちは自然と他者から評価を受け、それに応える行動を取ることになり、これが結果的に他人軸で考えることが求められるということになります。

また、その評価だけでなく、暗記型の教育も、他人軸の育成につながっていると思います。上から与えられた正解の中で育つと、社会に出ても正解を他者に求めがちです。それは人により政府やあるいはマスコミ、芸能人、インフルエンサー、医者・学者といった権威のあるものと様々だと思います。

例えば、バナナが体によいと有名芸能人が取り上げれば、翌日のスーパーではバナナが売り切れる、そういった事象はその典型と私は捉えております。

その他人軸の社会の中で自らの意思で未来を「切り拓く」力の育成、いわゆる自分軸を考える人を育成していくことを考えたことは、本当に画期的であると述べた

のは、そういった認識であるためです。

その上で、真に自分軸で考え行動できる人を育成するには、日頃の評価はもとより、通知表などの評価も従前から変える必要があると思います。

いろいろ確認いたしましたけども、今の通知表は基準を設け3段階で丸、または数字等で示しており、これは一律的で分かりやすく効率的ではございます。ただやはり、個々の能力・資質はばらばらで基準を設けて一律に行えばそこに差が生まれるわけです。一定数は低い評価となり優劣が生じます。

子供同士で比較して優劣を競い合ったことは、私も記憶にございます。自己肯定感が低くなったり、他者との比較を意識せざるを得なくなります。

一つ面白い事例を紹介すると、私が中学生のときに通知表にて音楽は5段階評価で2を取ったことがございます。それは私にとって本当に衝撃でございました。それなりに結構真面目にやってきたつもりなんですけど、私に音楽への苦手意識をつけただけで、アフターフォローも何もなく、生きる力の育成に役立ったとは全く思えない自己肯定感を下げたものでございました。

ただ、この質疑で事例として紹介できたのが唯一の救いかと思います。

一人一人を認めるのであれば、例えばですけど記述式にして、人の話を聴くことは苦手なようだから、まずは聴くことを意識しようなど、必要な力を具体的に示したほうが、よっぽどその成長を促すことができます。

以上、主体的な力をどう正しく評価するか、日々の評価と集大成である通知表、いずれも重要であり検討する必要があるか

と思います。

そこで現状の評価とあるべき姿について、どのような課題があり、どう解決していかなければならないか、認識を問います。

続きまして18番目です。不登校についてです。

非常にきめ細かに対応していただいていると理解をいたしました。大学生との交流とか、保護者への支援というところも、とても重要なことだと思います。その点は評価をしたいと思います。

先ほどの話にもなりますけども、不登校の支援教室における評価についてはどうされているのか、その点お聞きしたいと思います。

続きまして最後に20番目です。

読書活動の推進の取組につきまして、タブレット端末を活用して電子図書を有効にするというところも、あるいは図書館の場所の提供についても理解をいたしました。

私はタブレット端末で電子図書を見る、読むよりは、やはり実際の本のほうが良いということは前からも言っています。ただ、そもそも読書活動をしないという子たちには、電子端末でもやっぱり読書をして、そこから読書のよさを理解して紙の本につなげるという考え方もあろうかと思いますが、その点は一つ評価をしたいと思います。

そういった中でアンケートの実施をお聞きしておりますけど、読書活動推進に向けたアンケートについてはどのようなものか。その取組についてお聞きしたいと思います。

以上です。

○水谷毅委員長 答弁を求めます。

中川参事。

○中川保育教育課参事 3番目の就学前施設と小学校の評価の違いについての認識をお答えいたします。

園の評価の特徴としましては、かつては到達度の視点の評価であった時代もごさいますが、特に平成30年施行の幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、この三つが同時改定となりまして、そこから、「幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿」というものが出てまいりました。それが新たな子供の育ちを見取る指標として示されたことで、この指標が就学前の教育・保育において、共通して用いられる評価の基準として明確化されたものと捉えております。

卒園までにこのような姿に育ってほしい、育っていることが望ましい、という方向性を示すものであり、これにより就学前教育に関わる各要領・指針の評価の軸が、今までよりさらに何ができるようになったかから、どのように育っているかに転換が進んだと認識しております。

このような観点からも、幼児教育は、物的環境、人的環境、自然環境等の様々な適切な環境に関わりながら、遊びを通して総合的に学ぶカリキュラムであり、一方で小学校教育は教科カリキュラムであり、各教科の学習内容を系統的に学ぶことから、評価に差異はあるものと認識しております。

以上でございます。

○水谷毅委員長 松田副理事。

○松田こども家庭部副理事 5番目の健診時等に配付する愛着形成に係る資料をホームページに掲載するのはどうかのお問いでございます。

まずは御提案ありがとうございます。

愛着形成につきましては、先ほどの委員の14番目、16番目の御意見のとおり、

本当に土台になるものと認識しております。健診時に配布する資料のうち、著作権の問題がクリアできるものについては掲載するように検討してまいります。

○水谷毅委員長 田中課長。

○田中学校教育課長 13番目、部活動における拠点校方式であったり、合同部活動方式の地域展開との兼ね合いの考え方について御答弁申し上げます。

拠点校方式、もしくは合同部活動方式で部活動に参加している子供たちは、令和6年度は33名おりました。令和7年度は66名と大きく増加しております。

拠点校方式の部活動の中には、地域人材が指導のボランティアとして協力しているような例もございます。こうした地域人材が、ボランティアとして活動している拠点校方式の部活動が、文化スポーツ課の所管となりますが、まずは地域クラブ化していく、地域クラブへの移行が円滑に進むのではないかと考えております。

引き続き、文化スポーツ課と情報共有を行いながら、子供に負担が生じない形で地域展開を進めていきたいと考えております。

続きまして、14番目、学力向上に関わってスマホ依存と家庭学習習慣未定着の関連性についての見解を御答弁させていただきます。

学校では、家庭への啓発に加えまして子供自身がスマートフォンとの関わり方を考えることができるよう、外部人材による出前授業等を実施しております。また、家庭学習習慣につきましても、子供自身が中学校の定期テスト時期に合わせて自分で家庭学習を計画するような、家庭学習ウィークを実施したりもしております。

スマホ依存と家庭学習習慣の未定着と

いうのは、どちらも子供の課題ではございますが、保護者の理解、協力が不可欠です。

特にスマホ依存は、子供を取り巻く大人の課題でもあると考えております。今後につきましては、現在進めておるコミュニティ・スクールの学校運営協議会には地域の方、保護者も参画しておりますので、このような課題を扱うなどして、保護者、地域など、子供を取り巻く大人自身が自分事と考えるような機会をつくってまいりたいと考えております。

続きまして16番目、「ことばの力」の育成に向けた考え方について御答弁申し上げます。

子供たちが安心して自分の思いを伝え、相手の気持ちを理解することができる力、いわゆる「ことばの力」を育てることは非常に重要であると考えております。学校におきましても、読書活動や体験活動、それから友達との話合いなどを通して、子供たちが自分の考えや気持ちを言葉で表現し、相手の思いを理解し合う中で、豊かな心を育む取組を進めてまいります。

あわせて、障害の有無であったり、文化の違い、様々な背景を持つ人たちと関わる学びや交流の機会、また体験の中で互いの違いを認め合い尊重することができるよう、多様性を理解する教育も進めてまいります。

こうした取組を通して、子供たちが、自分の思いや感情を言葉で整理して他者と理解し合いながら成長し合うことができるような「ことばの力」を育ててまいりたいと思っております。

続きまして、17番目の通知表に関わる評価の考え方についてでございます。

「主体的に切り拓く生きる力」は、先ほどの答弁とも重なりますが、子供たちが自

ら考え、周囲の人と関わりながら課題を解決する力であると考えております。

その力は、通知表だけで判断できるかというと、十分ではないと考えております。通知表はあくまで子供たちの学習状況や行動を、子供たち本人、または保護者に伝えるための一つの手段であり、評価方法の全てではございません。

学校では、授業の発言であったり、話し合っている様子、またノートの振り返りの記述など、日々子供の学びの様子を見取りながら、教員が声をかけたり、コメントを書いたりして子供の成長を支えておる状況でございます。

子供たちが日々の関わりの中で、そういった声かけであったり、コメント等、また友人も含めた、様々な関わりの中で、自分軸で考えること、自分はどう生きていきたいのか、何を学び、何を学ぶ必要があるのかを考え、それが主体的な学びにつながると考えております。

以上でございます。

○水谷毅委員長 武田課長。

○武田教育支援課長 18番目、教育支援ルームの評価についてお答え申し上げます。

教育支援ルーム内の活動については、いわゆる通知表のような評価は行っておりません。年3回振り返りの会を実施し、学期間のみんなの活動の様子を写真で振り返りながら、このとき、この子頑張ったなとか、あるいは、このときのこれはあかんかったなとか、そういうことを振り返ります。

さらに、スタッフや子供たちが、お互いこういうこと頑張ったねということをメッセージカードに集約してそれを渡したりしながら、活動の振り返りを実施してい

ます。

一方で高等学校への進学を考えたときに、今の入試制度の中での評価も必要になってまいります。

令和6年8月に、文部科学省より「不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果に係る成績評価について」の通知がありました。そこでは、不登校の児童・生徒が在籍する学校の教育課程に照らし、適切と認められる学習の成果を積極的に評価していくことが示されております。

教育支援ルームに通う児童・生徒につきましても、在籍する学校と連携しながら、学校で使用した教材や宿題、そういったものを教育支援ルームの学習時間に活用したり、中学校で行われる定期テストを、教育支援ルームで学校と同じように実施するという工夫をしています。

それらの結果を学校と共有し、学校はそれを参考にして、当該児童・生徒の学習評価を実施して入試等にも対応しております。

以上です。

○水谷毅委員長 千葉課長。

○千葉生涯学習課長 20番目のアンケートの取組についてお答えします。

読者アンケートにつきましては、第5次摂津市子ども読書活動推進計画の成果指標として設定しており、校区や学年別でのデータを分析することで、子供たちがどのような本に興味を持っているのか、どういうニーズを求めているかを把握し、より効果的に読書活動を推進していくための手がかりとするものでございます。

今後の取組といたしましては、計画策定時に実施いたしましたアンケート調査で、図書館に対して、本の充実を求める声や、居場所として宿題や勉強ができる場所を

求めている声が多いことが分かりました。

また学校との連携を図る上で、学校の図書担当者と情報共有を行いながら、効果的な読書活動推進について検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○水谷毅委員長 松本委員。

○松本暁彦委員 ありがとうございます。

3回目になります。ほぼ要望となりますが、一部、質問させていただきます。

まずは3番目の就学前についてです。

就学前では、以前は何をできたのかというところが、今はどのように育っているのかという形に変わってきたことを理解いたしました。ただ、小学校での教科カリキュラムができることによって評価手法が変わってくると、その違いがあることも認識をいたしました。

その連続した学び、保障という中で、円滑なつながりを構築することが必要だと思います。そこには、やはり先ほどの違いとおっしゃっていただきましたけど、日々の行動の評価をどうすべきかというところで、他市の取組のように、学期末における通知表ではなく修了証にするなど、小学校1年生の評価手法を変え、物事を一定理解できる年齢になり理解を捉えた上で通知表を作成するとか、そういったことを検討してもよいのかと思います。

その検討会で、今までの評価手法ががらりと変わっていく中で、それをどうスムーズにつなげていくか、ぜひ検討していただきたいと思っております。こちらは要望とさせていただきます。

続きまして、5番目です。愛着形成の資料のホームページ掲載については検討していくということで、ぜひお願いをしたいと思います。やはり、愛着形成という言葉

は、より多くの方々に知っていただくことがすごく大事です。それはまさに児童虐待防止とかにもつながっていくかと思えます。当事者だけでなく、周りの方々にも理解をしてもらおう。ホームページは数少ない情報発信の場であり、また市の考えを示す場でもございますので、そこをもっと活用されるように要望いたします。

これについては以上です。

続きまして、13番目、学校部活動についてです。令和7年度は、合同部活動方式と拠点校方式で人数が倍になったことを理解いたしました。文化スポーツ課とも連携して引き続き進めていくと、地域連携も兼ねて今後しっかりと検討していくということで理解をしております。

そもそも論的な話にはなるんですけども、教員というのは学校という閉ざされた空間におります。社会の変化や時代に合わせて効果的な授業を行っていくには、様々な研修を提供し、あるいは自学研さんなどで資質向上を日々図っていくことが重要と考えております。

また今回の「ことばの力」とか主体的な力の育成には、教員の深い考察と生徒一人一人に寄り添うことが必要です。研修を受けたり、より一層生徒に寄り添うには、それ相当の時間と心の余裕が必要になります。もちろん自分の時間も大切です。

部活動顧問は、先ほどの質疑にもありましたけども、教員の負担であることは事実でございます。特に保護者や生徒に求められれば、なかなか個人の意思だけでは断り切れないことなど多々あるかと思えます。これについては、体制側の問題として改善に取り組む必要がございます。

限られた教員の能力・時間をどこに重点を置かせるか。教員が真に何を求められて

いるか。それはやはり平素の授業と生徒一人一人に寄り添った指導であるかと思えます。そこが適切にできているのかと。生徒にとって部活動も大切であることは理解しております。しかしながら、先ほどの学力向上の中で中学校が伸びない現状がある。不登校問題も抱えている。もっともっとよくするにはどうすべきか、教員のリソースをそこにもっと集中させることが必要ではないかと思えます。

部活動の地域連携という機会をチャンスと捉えて、生徒と教員共にウィン・ウィンとなるような部活動の構造改革を検討すべきではないでしょうか。それには当然中学校の構造改革もセットかと思えます。

昨日の質疑もございましたけども教員がどのように時間を過ごしているのかとか、それをやはり個人ではなくトータルで把握して配分を考えていくとか、そういったことも必要になってくるのではないのでしょうか。ぜひ検討するように要望とさせていただきます。

続きまして14番目になります。学力向上についてです。

家庭学習の件で、スマホ依存対策についてですけども、子供の課題だけでなく保護者の課題、大人の課題として捉えていると。そして大人自身が考える機会を提供していくというところで、理解をいたしました。こちらについては、しっかりと進めていただきたいと思えます。

先ほどの教育大綱の基本方針4に「豊かな学びを支える教育環境をつくります」と記載がございます。この豊かな教育環境とは何ぞやと。そこには学校のみならず地域、そして家庭も教育環境として捉える必要があります。当然、捉えておられるものと認識しております。

例外はあると思えますけども、基本的には家庭環境によって学力に差が生じるのは事実であります。その上で、スマホの登場によってその学力差の広がり拡大していると認識しております。スマホによる機会損失は取り返しのつかないものでございます。以前にも紹介しましたが、所得が高い世帯は子供へのスマホ管理を行い、低い世帯は野放しであるという傾向がございます。

しんどい家庭が多い本市の課題として家庭力をどう強化するのか、学力向上には欠かせない問題です。しっかりと保護者に対してもアプローチしていただくよう要望いたします。

学力につきましては、先ほど言いましたけども、中学校の構造改革も必要だと思えます。これまで何年も授業改善等で、学力向上を図るとされておりましたが、結果としては横ばいでございます。このことは教員個々の問題ではなく、中学校という構造そのものにもメスを入れていく必要があることを示唆するものかと思えます。

他の委員からもございましたけども、教員が日々どのような過ごし方をしているのか、そこに改善の余地はないのかと。学校だけに任せるのではなく、教育委員会として動いていく必要があるかと思えますので、こちらも併せて要望とさせていただきます。

この件については以上です。

続きまして16番目です。「ことばの力」につきまして、多角的な取組をしていくということで理解をいたしました。ただこれについては、教員の理解がどこまでできているのかというところでございます。先ほどの講演の話も教育委員会としても受けていることは認識しておりますので、ぜひ

そこも皆さん認識の共有を図っていただきたいと思います。それを理解してやると、理解せずにやるのでは全然変わってきます。研修はしっかりとやっていただきたいと思います。

次に、「ことばの力」の言語力の育成について一つ質問したいと思います。

市民の方から、振り漢字というものを教えていただきました。具体的には、小学校1年生の教科書の平仮名表記だけの文章に、振り仮名ならぬ振り漢字をつけられたそうです。そうすると子供は勝手に漢字が読めるようになり、不思議なことにたったそれだけで、ちまたにあふれる漢字を1年間で大分読めるようになったと。それで読書活動も盛んになり、学ぶ姿勢が積極的になったとのことでした。

調べると、このことは1920年代にある小学校で同じように振り漢字の教科書を使って文字を教えるという実験があり、高い成果を得られたということです。言葉を学ぶ、語彙を増やすという点で効果的であると思いますが、市として振り漢字を導入することはできないのか、お聞きしたいと思います。

続きまして、17番目の主体的な力についてです。

いろいろと検討して取り組んでいくというところですが、やはりこれについては、他人軸の教育ということを伝えました。基準を設けてやっていくのは、基本は他人軸になっていくところにつながっていくというところで、やはり通知表とか日々の評価の在り方をいま一度研究すべきかと思います。

実施内容と評価は、やはりセットでございまして、その部分だけが違うということはありません。

ぜひ研究会等を立ち上げるなどのお願いをいたしたいと思います。

先ほど不登校対策の支援ルームの評価の在り方というのをお聞きしました。振り返る会とかぜひ学校でも導入したらいいんじゃないのかと。不登校対策は、自己肯定感を下げないための取組をすごく意識していると思います。それは、今の学校においても十分に使えるものだと思いますので、ぜひそこは学校教育課と教育支援課で、評価の在り方をぜひ意見を交わしていただきたいと思いますので、よろしくお聞きいたします。

自らの意思で未来を「切り拓く」力の育成、いわゆる自分軸で考える人を育成することに、私が大きく賛同するには、しっかりと理由がございます。それは社会がもっとよくなると期待するからでございます。

少し説明しますと、私が以前の職で海外派遣に参加した際に、ブラジル軍と仕事をすることがありました。そのブラジル軍の担当少佐と雑談する中で、日本の社会はシステム化されていて素晴らしいと評価されたことがございました。

ただ私は、そのときの日本の自殺者が毎年2万人から3万人いたことを認識していたので、そんなに自殺者が多いシステム社会は果たして素晴らしいのか正直疑問でしたが、口には出しませんでした。ただ、返答しないのは悪いので、ありがとう、ところであなたの国はどうかと返したところ、彼は、ブラジルはカオスだと笑いながら答えたんです。なかなか関西人に負けない落ちだと思いました。

このやり取りは、世界的に見て日本の社会が高度にシステム化された社会という気づきになり、印象に残っております。

今の教育は他人の期待・社会的な評価・周囲の反応など、外発的動機で考え行動する他人軸で考える人を育成していると述べましたが、言うなれば、日本は他人軸で考える人が主流のシステム社会とも言えることができます。ただ、このシステム社会を、私はあまり望ましいとは思っておりません。

厚生労働省の資料によると、令和6年の日本の10代及び20代の死因の第1位は自殺でございます。これらの年代の自殺死亡率は、G7各国の中でも最も高いということです。世界的に見ても、他の世代でも自殺者が多い現状を私は現システム社会の弊害と捉えております。

他人軸の考えでは社会があつての自分でございます、どうしても社会の歯車として動くことが求められています。システム化されていればなおさらです。それは個人の幸せよりも社会を優先せざるを得なくなり、個人の幸せを犠牲にしやすく、また社会や周りに合わせないと同調圧力を生みやすくなります。特に同調圧力については、コロナ禍で明確になりました。

これは私の経験ですけど、コロナ禍の終わりに、マスク着用が身体的にできない児童に対する嫌がらせ、地域住民からの心ない言動などに悩んでいる保護者の相談を受け、教育委員会と多々やり取りをいたしました。

その頃には、ウイルスへのマスクの効果に限定的であるとか、科学的根拠もいろいろ出てきたにもかかわらず、皆がマスクをしているからとか、マスコミの情報をうのみにして行動し、他者を平気で傷つける監視社会となり、負の部分がさらけ出されました。

社会の中でドロップアウトすること、ま

たその同調性についていけないことは誰にでもございます。自分でなくても子供とか、あるいは孫がそうなる可能性がございます。他人軸の考えの人が主流のシステム社会というのは、弱者あるいは少数者、またはドロップアウトした場合リカバリーしづらい、ある意味生きづらい社会と言えます。不登校もその一つと捉えることができます。

人として生をうけた限りは、個々が尊重されるのが当たり前ですけども、現実的には多くの課題を抱えているわけです。

私はこの課題に対して、自分軸で考える人が主になることで克服できるのではないかと考えております。自らの信念で行動するという事は、当然自分に自信や誇りがあるわけです。自分に自信があれば、他者と比較することもなく嫉妬もないと。他者の評価で一喜一憂することもなく、相手を思いやって相手に合わせて行動できる。かといって同調圧力をかけることもない。自分より弱い相手にマウントを取ることもない。理想過ぎるかもしれませんが、こういう人が多ければ多いほど平和になることは言うまでもありません。

もともと日本人が持つ優しさと協調性、そして自分軸の考えとが合わされば、誰しも生きやすいすばらしい社会は確実に実現にできる。そういうことで私はぜひとも応援したいと思っております。

今回の教育大綱をどう実現していくのか、教育委員会として固定観念を打破していくには教育長の力が必要と思いますが、教育長のお考えをお聞きしたいと思します。

続きまして、18番目の不登校の問題についてでございます。評価については理解をいたします。当然、今のシステム上、高

校入学に当たっては、テストの成績が必要だということは理解をいたしました。

しかしながら、自己肯定感を下げないその取組をしっかりとしていることは理解をいたしました。

先ほど伝えましたけども、学校教育課とも議論していただき、本当にその自己肯定感を下げない評価の在り方っていうのは、今実践されていると思います。一般の子供たちにも、ぜひそれは広めていただきたいと思います。学校教育課としても協力するようによろしく願いいたします。

不登校対策についてはしっかりと進めていただくように、要望とさせていただきます。

この件は以上です。

20番目です。アンケートについてですけども、子供たちのニーズの把握、本の充実や居場所を求めるところでございました。そういったものをしっかりと踏まえて、効果的な読書活動推進に生かせるように、令和8年度も取り組んでいただきたいと思います。こちらについては要望とさせていただきます。

以上です。

○水谷毅委員長 答弁を求めます。

田中課長。

○田中学校教育課長 振り漢字の質問について御答弁申し上げます。

平仮名に漢字の振り仮名をつけて表示する、いわゆる振り漢字については、市内小学校の低学年で既に使用されている場合もございます。委員がおっしゃるように平仮名だけの表記では読みづらい、それから、低学年の段階から様々な漢字に触れることで、語彙の理解、それから読書への関心につながる面もあると考えております。

小学校低学年における表記を振り漢字

にするかどうかは、各学校の判断によることではございますが、教職員が振り漢字の活用について考えることは必要であると考えております。

教育委員会といたしましても振り漢字の活用については、各校が検討する機会をつくってまいります。

○水谷毅委員長 若狭教育長。

○若狭教育長 評価のところで1点。子供たちへのフィードバック、つまりなぜこのような評価がついたのかが必要なのではないかというお問い合わせがあったんですが、実践している小学校は非常に多いです。学期ごとに通知表を子供たちに渡す場面で、学級担任が時間をかけて、評価の説明と、それから励ましの言葉を行いながら、2時間ぐらい返却に使っている学校もございませう。これは一つ情報提供としてよろしくお願い申し上げます。

自分軸というお話がございました。子供たちの課題を考えたときに、自分軸で動いていない、言葉を換えれば主体性が低い、他人任せといいますか指示待ちであり主体性をどうするかという課題があります。

もう一つは、当事者性の低さかと私は思っております。自分事として考えられない。現象面としては無関心として出てきてるか。

その主体性とか当事者性を考えたときに、今回、市長や教育委員の皆さんと一緒に論議しながら、最終的に市長が定めたこの教育大綱「つながり 未来を拓く せつつの教育」、このつながりっていうところが、非常にいい言葉が並んでいると私は思っています。

何とつながるのか、子供たちで考えれば、人とつながるということは、人に関心を持たないとつながることはできないです。人

に関心を持つために言葉の力を使いながらつながっているわけです。人に関心を持って理解していく。スマホの画面への関心じゃなくて、本当にあなたに、君に関心を持ってデートするとか、食事を一緒に食べながらとか、そういうときに本当に私たちも含めて、画面に関心を持っていないか。人に関心を持つべきだと思っています。これが人とつながる。

それから地域社会です。地域や社会とつながる。自分はその地域を変えていけるんだ、それから社会を変えていけるんだ、そういう自覚が地域社会への関心やと思うんです。これが社会とつながるっていうことだと思います。

それからもう一つは、自分の夢とつながる。自分の夢やそれから将来、これにしっかり関心を持つ。これが自分がどう何を頑張ってきたのかっていう誇りにつながっていくと思うんです。

そうしたところをしっかりと押さえていくことで、「未来を拓く」ことができると。それが教育理念にしっかりと表れていると思っています。

これを基に四つの基本方針、それから九つの基本目標、さらにはそれにひもづけた教育委員会の様々な取組がございます。個々の取組は、それを実現するためにあるんですが、今日は私の理念的なことでも少し思いを述べたいと思うんです。大事なのは、子供が我が事としてやってみたいと、何でやろうと考えてみる、自分で問いを立てていく、純粋な好奇心かと思っています。好奇心をいかに育むかっていうところが、私たちに問われているかと。いろんな取組の中で純粋な好奇心を子供たちに持たせていく。

純粋な好奇心、これを本物にしていくの

が、自ら選ぶ、自己選択です。さらにその選んだ結果を背負う、自分で責任を持つ、これが当事者性だと思うんです。

言うなれば、純粋な好奇心、やってみたい、考えてみたい、どうしてだろうと思うのが物事を進めるためのエンジンであって、自己選択とか結果に責任を負うっていうのがハンドルと考えれば、エンジンとハンドルがあれば、自分の行きたい場所に自分の考えたルートで、しっかり到達することができる。これが主体性かと。ドライブ、これこそが主体性かと思っています。

その好奇心をしっかりと育てていくために、いろんな取組の中で、考えないといけないことは三つだと、私は考えました。

一つ目は、やっぱり失敗が許される。心理的安全性って今よく言われてますけど、何をやっても大丈夫だと、自分の思ったことをまずやってみる、実験してみる、それがこの集団は許してくれるっていう心理的安全性。それから正解主義とか、正答を求め過ぎるっていう課題をよく聞くんですけど、正解を急がない余白、試行錯誤をいっぱいしてもいいという余白。

それからもう一つは、本物とか、見たことがない未知のものに出会う経験、何やあれはというところが好奇心をどんどん広げていく。

だから、去年もこうやったからとか、150年間学校はこういうふうに進めてきたからという前例踏襲でいくと、そうした好奇心はこれ以上広がっていかないと思うんです。

二つ目は当事者意識。当事者意識は自己選択と自己決定の場をどれだけ保障するか。指示じゃなく、命令じゃなく、子供たちが選ぶ、決定する場、機会をどれだけ保障するか。試行錯誤する時間的な保障をど

うやって確保していくか。それで、子供たちの当事者意識は高まっていくと思います。

三つ目が、先生自身が好奇心と当事者意識を持つ。当たり前、つまりこれまでこうやってきたからじゃなくって、こうやったら面白いん違うかとか、自分が本当に興味のあることに、失敗を恐れずやってみる。教育委員会と論議しながら、いやうちの学校はこうしたいっていう当事者性を出す。これをまず先生方、教育委員会が実践することで、子供たちの好奇心を、当事者性を広げていく。これをいろんな取組でスパイスとしてちりばめていきたいと思っています。

そこで本当に教育理念が生かされてくるとしています。評価に限らず、取組の中で自分軸、これを意識して進めてまいりたいと思います。

以上です。

○水谷毅委員長 松本委員。

○松本暁彦委員 ありがとうございます。

それでは最後、要望とさせていただきます。

まず、振り漢字についてです。一部のところでは既にやっている。いいと思います。

これはそもそも論の話になろうかと思うんですけども、昔ながらの漫画、ドラえもんに記載されているせりふって、平仮名と漢字表記です。漢字には振り仮名がつけられてて、それを小学校1年生でも読んでいるわけなんです。当たり前ですけども、社会において漢字表記が自然で、そこで子供たちも生活をしているわけです。

平仮名だけの教科書は、ある意味で非日常なんです。なぜ平仮名だけかという、

学習指導要領で教えていないからということだけで、実態と建前が乖離している状況があるんじゃないかと思っております。

振り漢字を教えていただいた市民の方は、英語の場合、アルファベットは難しいから後で教えるってことはない。なぜ日本だけあえて分けて表記をしているのか。別に書くということは後でも、漢字に振り仮名表記で読ませればよいのではないかと。先ほどありましたけど、平仮名だけの文章はむしろ難解で、学ぶに当たり遠回りをしているのではないかとおっしゃっていただきました。私はこれに同意しております。

このことは簡単に言うと社会で当たり前ことをやってほしい、建前で子供たちの学びを遅らせないでくれということなんです。これは誰もが損しない取組でございます。

私も調べまして、文部科学省の「漢字の指導に関する学習指導要領の取扱いについて」で、「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」で、「学年ごとに配当されている漢字は、児童の学習負担に配慮しつつ、必要に応じて、当該学年以前の学年又は当該学年以降の学年において指導することもできること。」と、「当該学年より後の学年に配当される漢字及びそれ以外の漢字については、振り仮名を付けるなど、児童の学習負担に配慮しつつ提示することができると記載されております。

振り漢字ということですけども、別に振り仮名をつけたら小学校1年生の教科書でも普通に漢字を使った教科書でもいいと解釈できるわけです。これはいいことなんでぜひ検討していただきますように、よろしく願いいたします。

あと追加で、低学年の児童の名前の平仮名表記だけでも見直してはいかがでしょ

うか。漢字には一つ一つ意味があります。平仮名表記と漢字表記では意味が変わります。

皆さんもお子さんの名前をつけるときに漢字の意味を考えてつけられるかと思えます。正確にその子の氏名を記載する。それは子供であろうが大人であろうが一人一人の尊厳を大切にするという意味でも当たり前のことだと思うんです。もちろん、振り仮名をつけてです。一部の市内のこども園ではそれを行っておりまして、その理由は、最もその子にとって身近な言葉である名前をきっかけに、漢字を含めた言葉に興味を持ってもらおうということと、その子にとって生まれて死ぬまでついてくる名前という言葉は、人にとって最も大切な言葉ということも解釈できます。漢字が難しいから教えないっていう選択肢はないわけです。

そしてこのことは子供たちの自立心を高める姿勢にもつながります。

自立心を高めれば対等の立場で接することが重要であることは皆さんも十二分に理解されていると思います。

名前は個人で一番大切なものです。真摯に検討されるように要望いたします。

私の経験なんですけども、私の名前が松本暁彦なんです。暁に彦根城の彦というのは漢字でなかなか難しい、学ぶのは遅いんです。たまたま子供の子という漢字を学んだときに、テストの氏名を書く際に、「あきひこのこ」を子供の子と記載をしたわけです。

その後、両親に見せたときに、あなたはこの漢字ではないということと言われて動揺したのを覚えています。それやったら担任が早めに指摘してくれればと思えました。

漢字が難しければ自分の名前をいつまでも平仮名で、なんてことはないように。これも要望といたします。

最後です、17番目の主体的なところで、教育長の思いというのは理解をいたしました。当事者意識、本当にこれは主体的な考えと本当に一致するんでしょうね。

先ほどもありましたけど、人がなぜ生きるのか、生きたいのかっていうところ、そもそもそこがないと主体的な考えを持ったとしても確かに動かないのかとは思っています。

失敗が許されるとか、正解のないものとか、本物、未知のものに対する好奇心というか、本当にこれっていずれも数字では表せない力だと理解をいたします。

今のお話は本当にすばらしいと思いました。教育長自ら全ての学校に回って説明していただきたいぐらいの思いです。ぜひ、今、部長も課長も聴いていたので、そのまま以心伝心で伝えることができるかと思えます。教員一人一人がしっかりと認識をして取り組んでいただきたいと思えます。

補足なんですけども、私は先ほどシステム社会と言いました。システム社会自体は効率的で否定するものではなくて、カオスよりもずっとよいと考えております。

ただ、人々が社会の効率化のための歯車になるのではなくて、個々の幸福の追求の結果、自分の役割を見いだして力を発揮して、それぞれが組み合わさって効率化した結果のシステム社会が望ましいと考えております。

自己犠牲という言葉があります。これはときと場合によりますけど、他人軸の考えの人が占める社会では美談として扱われやすいです。あるいは求められやすいです。私も自衛官のときは他人軸の考えれば

りで、自分の時間を相当削って職務に従事をしておりました。まさに自己犠牲の塊でしたけども、組織的にもそれが当たり前だという風潮もございました。今は変わってるかもしれませんが。ただもうこれ以上は無理だと思うことになり、結果としてここにいるわけでございます。自己犠牲を必要としない社会、これも大事でございます。

私はコロナ禍で、日本社会のいびつさを再認識して、それを分析する中で自分軸と他人軸という言葉・概念に出会いました。言葉は不思議なもので、その言葉によってその概念を理解できれば、考えてその行動を取ろうとすることができます。語彙によって思考力が変わるというのは事実でございます。

国が変わらないとできないこともありますけども、ぜひ摂津市として教育長の思い、そしてまた教育委員会として一致団結して、子供たちのために先駆者として、主体的な力、そしてこの教育大綱の実現に向けて取り組まれるように要望いたしまして、私の質疑を終わります。ありがとうございます。

○水谷毅委員長 松本委員の質問が終わりました。

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○水谷毅委員長 ここで言葉の力を忘れないためにも、少しだけ教育委員会閉会の辞として要望させていただきたいと思っております。

令和8年度の予算組みに当たりましては、財政状況の様々な条件がある中で、それを考慮した予算立て、本当にありがとうございました。

例えば費用を考慮した講師を探して充てられたことなど、御尽力いただいた事業

継続に感謝を申し上げたいと思います。

私どもの教育行政の多くは、すぐに結果を望めない課題もあります。例えるなら、山に木の苗を植えていくような根気の要る取組であると感じています。

昨今の報道を見る中で、子供たちに何が正しくて何が間違っているのか、分別していく力を育むのにとっても難しい世情であると思っています。

そんな中、自らが不登校の課題を持ちながら、いつかは励ます側になっていきたいとの心情を表されたというお話は、本当に心温まる思いがしました。

国政も不確定要素の多い中で、場合によっては予算の補正が必要になる場合もあるかもしれません。どうかそれぞれの持ち場で、これまで以上にスピード感のあるリーダーシップを発揮していただきたいと思っております。そして心のかげ橋をしっかりとかけ続けていただきたいと思っております。

私ども委員も日々成長を忘れずに、こんな方法もあったのかと想像していただけるような提案ができるよう、努力してまいります。よろしく申し上げます。

以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前 11時54分 休憩)

(午後 1時 再開)

○水谷毅委員長 再開します。

議案第2号、議案第3号、議案第10号及び議案第11号の審査を行います。本4件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

宇都宮委員。

○宇都宮美男委員 それでは、質問を始めていきます。

まず、1番目、予算概要136ページの太中浄水場管理運営事業です。電気保安点

検業務委託料が計上されておりますが、まずは、内容と保安点検の頻度についてお尋ねいたします。

2番目です。146ページの配水管整備事業です。令和8年度は配水管布設工事負担金及び共同発注事務負担金が計上されております。その内容についてお尋ねいたします。

3番目です。140ページの給配水管布設受託事業です。連続立体交差事業に伴う移設工事が計上されておりますが、具体的な内容について、お尋ねいたします。

4番目です。152ページ、公共下水道管理事業です。公共下水道台帳システム保守業務委託料が計上されておりますが、台帳システムとはどのようなものか、活用のされ方を含めて、お聞かせください。

5番目です。同じく公共下水道管理事業の公共下水道管マンホール蓋取替工事が計上されておりますが、前年度比で減となっております。どのような工事が対象となるのか、年度ごとに件数が異なるのか、お聞かせください。

6番目です。154ページ、ガランド水路親水施設管理事業です。修繕費が前年度比で増額となっておりますが、その要因をお尋ねいたします。

7番目です。158ページ、流域下水道整備事業です。安威川流域下水道建設負担金が前年度比で増額となっておりますが、その要因をお尋ねします。

8番目です。公共下水道整備事業です。マンホールトイレに係る公共下水道工事が前年度比で増額となっておりますが、設置工事の本数がその要因になっていると思っております。例年より設置数が多いことにより、工期にも影響が及ぶと思っておりますが、想定している工期やスケジュール、工

事の品質に影響がないのか、お尋ねいたします。

以上、8問です。

○水谷毅委員長 答弁を求めます。

名古屋課長。

○名古屋水道施設課長 それでは、1番目、電気保安点検業務委託料の内容について、お答えさせていただきます。

太中浄水場と千里丘中央鳥飼送水所の無停電装置、つまり停電時でも監視システムは切れないようにするためのバッテリーに当たるような装置になりますが、そちらの点検と中央送水所の高圧電気盤の点検になります。

頻度につきましては、無停電装置、高圧電気盤ともに年1回になっております。

2番目の負担金の内容についてお答えさせていただきます。

配水管布設工事負担金の内容ですが、千里丘駅地区において水道管の更新が必要な布設場所は、千里丘駅西地区再開発事業で実施しています公共施設工事で撤去する下水道管の埋設位置と同じ位置になるということが分かりました。再開発事業の工事で、一体的に工事を実施することで、道路の規制期間の短縮や周辺住民への影響の軽減、費用の縮減を考えまして、再開発事業に支払う負担金になっております。

共同発注事務負担金につきましては、人工衛星画像のAI解析による漏水調査を8事業体で共同発注する予定にしております。その際に、幹事市が負担する事務費を支払うための負担金となっております。

続きまして、3番目、連続立体交差事業に伴う移設工事の内容につきまして、説明させていただきます。

坪井踏切から西側の庄屋9号線の移設工事と千里丘三島線の産業踏切付近での

移設工事が、大規模工事となっております。残りの工事としましては、香露園地域と東正雀地域で小規模な移設工事を予定しております。

以上でございます。

○水谷毅委員長 井上副理事。

○井上上下水道部副理事 それでは、4番目の公共下水道台帳システムの内容と活用について、お答えいたします。

下水道台帳は、下水道施設の管理におきまして、下水道法で台帳の整備を定められております。本市では、全国的にもそうなんですけれども、今はパソコンによる台帳システムを用いて、管理をしているところでございます。

台帳システムでは、上下水道部が管理します下水道管渠やマンホール、汚水ます及び取付管の埋設物等の情報が記載されておきまして、システム上で速やかに施設の情報を取得できるようになっております。

台帳システムは日々の下水道の維持管理に活用しておりますが、令和7年度からは、窓口にもこのシステムを来庁者が閲覧できるように配置しております。ほかの地下埋設物の掘削工事、あるいは民間開発、一般の建築工事の際に、窓口で確認していただくことで、円滑な工事や掘削事故の防止につながっているところでございます。

続きまして、5番目の公共下水道管マンホール蓋取替工事についてお答えいたします。

公共下水道管理事業のマンホール蓋取替工事は、道路工事や水道工事における舗装工事に合わせて行うマンホール蓋の取替工事でございます。これらの工事と一緒に、蓋替えの工事を発注することによりまして、経費削減を図りながら、マンホール蓋の改修を進めているものでござい

ます。

したがいまして、取替え箇所数は、道路工事や水道工事の場所により、年度ごとに差異が生じますが、令和8年度は、工事箇所での対象となるマンホール蓋が減少しているものでございます。

続きまして、6番目のガランド水路親水施設管理事業の中の修繕費の増額要因でございます。

ガランド水路親水施設管理事業の修繕費は、施設内の照明灯や遊歩道、柵などの施設の修理に係る費用でございます。

これらの施設では定期的に施設点検を実施しております。点検結果を踏まえて、修繕の必要なところは、優先順位をつけて、随時修繕を実施しているところでございます。

令和8年度は、遊歩道の石畳やブロック、照明灯、柵などの修繕を計画しておりますが、前年度と比較して、修繕箇所の増加が増額の要因となっております。

続きまして、7番目の安威川流域下水道建設負担金の増額理由でございます。

安威川流域下水道建設負担金は、大阪府が管理いたします下水処理場、ポンプ場、流域下水道幹線などの流域下水道施設の建設、更新に係る費用を、流域構成各市が処理量の案分により負担するものでございます。令和8年度は、中央水みらいセンターでは新たに一部施設の耐震補強工事を実施するほかに、引き続き、汚泥処理施設や導水渠の築造を予定しております。

また、摂津ポンプ場や味舌ポンプ場におきましては、雨水ポンプ設備の更新も行われております。

これらの建設費の増減につきましては、流域下水道の国の交付金要望の状況に合わせて増減します。基本的にこれらの建設

につきましては交付金を充てていくということになりますが、交付金財源がつかどうかによって、建設費の増減が生じるという内容となっております。

続きまして、8番目の御質問にお答えいたします。

令和8年度のマンホールトイレの設置工事は、第4工区、第5工区の2工区に分けて発注を予定しております。第4工区は、別府小学校、味舌小学校の2か所に各10基、計20基の整備をいたします。

また、第5工区は、三宅柳田小学校、摂津小学校、鳥飼西小学校の3か所に各10基、計30基を整備いたします。

工事のスケジュールでございますが、これまでの工事で見えますと、大体約半年ぐらいの工期が必要になってくるんですが、この工期を確保する必要があると考えております。

その中で、第4工区は、予算執行自体は令和8年度でございますが、令和7年度補正予算におきまして、債務負担を設定させていただき、令和8年3月末までに早期発注させていただき予定としております。なお、同年9月下旬までの十分な工期を確保した上で、品質を確保してまいります。

また、第5工区につきましては、同様に必要な工期を確保できるように、令和9年2月末までの竣工を目指して、必要な工期を確保した発注時期に工事発注をしてまいります。

以上でございます。

○水谷毅委員長 宇都宮委員。

○宇都宮美男委員 答弁ありがとうございます。

まず1番目です。内容と頻度については理解いたしました。2回目は、前年度と比較して約390万円増額となっております。

その理由について教えていただけますか。

2番目です。各負担金の内容については理解いたしました。漏水調査業務を他市と共同発注されるとのことですが、近隣市と行うことになるのか、具体的に予定している自治体と、共同発注を行うことによる効果について、教えてください。

3番目です。内容については理解いたしました。当初の予定どおり関連工事が進んでいるのか、関係課との連携がどのようになっているのかについて、教えてください。

4番目です。台帳システムの説明については理解いたしました。台帳の整備状況について課題はないのか、また、発注の際の仕様に反映できているのかについて教えてください。

5番目です。マンホール蓋の件については理解いたしました。関連質問として、152ページの雑排水管等管理事業が計上されておりますが、今年度の別府における雑排水管のマンホール蓋落下事故を受けて、次年度はどのような事業予定となっているのか、予算計上の有無も併せて教えてください。

6番目です。ガランド水路の修繕費増の理由については理解いたしました。親水施設の管理状況と課題認識を持っている状況があれば、その内容について教えてください。

7番目です。安威川流域下水道建設負担金の増額要因については理解いたしました。この負担金の増減について、今後の見通しが分かれば、教えていただければと思います。

8番目は要望となります。マンホールトイレの整備について、計画的に進めていただいて感謝しております。一般質問でも言

わせていただいたのですが、災害時の避難所環境を考えると、トイレの確保は非常に重要な部分だと思っております。早期発注、工期の確保など、品質確保に向けた取組を進めている点についてはとても理解いたしましたので、予定どおり整備が進むように、しっかり事業を進めていただきたいと思います。

今後も避難所となる施設の環境整備を進めながら、災害時に市民が安心して避難できる体制づくりに努めていただくことを要望して、この質問を終わらせていただきます。

2回目は以上です。

○水谷毅委員長 答弁を求めます。

名古屋課長。

○名古屋水道施設課長 1番目の質問にお答えさせていただきます。

委託料が前年度に比べて増額になっている理由につきましては、中央送水所の高圧電気盤保安点検が追加となったことが理由となっております。

中央送水所の高圧電気盤の点検につきましては、令和7年度の予算においては、運転監視業務委託に含めておりましたが、運転監視業務委託自体が5年間の債務負担行為で実施、令和4年度に契約しております。

契約当時の計画では、令和8年度と令和9年度に、中央送水所の受変電設備の更新工事を行う予定にしておりましたが、点検業務の必要がないため、外しておりました。

しかしながら、更新工事が予定よりも少し遅れておまして、令和8年度、令和9年度においては、点検をしないといけなくなりましたので、令和8年度は、電気保安点検業務委託料で計上させていただきます。

2番目の漏水調査の共同発注の具体的な事業体と効果についてお答えさせていただきます。

本市の近隣の事業体ですと、豊中市、吹田市、高槻市になっております。そのほかには、幹事市をしていただいております東大阪市、門真市、和泉市、大阪広域水道企業団となっております。

効果につきましては、共同発注することで、調査費用の削減を図っております。また、共同で発注している事業体の皆様とAI調査の情報共有を図れると考えております。

続きまして、3番目の連続立体交差事業の移設工事の進捗について、また、関係課の連携についてお答えします。

水道工事の工程につきましては、庄屋9号線を令和7年度で行う予定でしたがしながら、債務負担工事として、令和7年度、令和8年度工事として発注させていただいており、少し遅れている状況でございます。

工程の関係課との連携ということですが、月に一度、連続立体交差推進課をはじめ、下水などの関連する課と調整会議を行いまして、情報の共有を図っております。

以上でございます。

○水谷毅委員長 井上副理事。

○井上上下水道部副理事 4番目の台帳システムの整備状況と、台帳の使用についてお答えいたします。

現在の台帳システムにつきましては、平成23年度に導入しております。この保守業務につきましては、システム開発業者と随意契約して、障害復旧やデータのバックアップ、ソフトウェアのバージョンアップ等の対応をしていただいております。

また、先ほど窓口での活用を始めている

と答弁しましたが、こういった運用の変更がある場合には、必要な構築支援をさせていただいておきまして、保守業務につきましては、適切にされていると考えております。

また、システムの仕様面におきましても、地図情報、あるいは施設の属性情報といった台帳を構成するデータにつきましては、ほかのソフトウェアと共通の汎用データを基にしており、システム移行の際によく障害となりますデータのブラックボックス化にはなっておりません。

また、保守業務とは別に、台帳情報を新規で追加更新を行う業務を台帳作成業務委託として出しておりますけれども、これについてはシステム開発業者以外にも作業が可能になりますので、競争入札により業者決定しているところでございます。

したがいまして、現導入システムによる課題制約等につきましては、特にないと考えておるところでございます。

続きまして、5番目の御質問にお答えいたします。

本年1月に、別府1丁目におきまして、過去の開発行為で設置されましたマンホール蓋の上を車両が通過した際に、蓋が落下し、車両が損傷する事故が発生いたしました。市が公共下水道として整備した蓋につきましては、一定の規格構造に準じており、落下するおそれはございませんが、民間開発で設置された排水施設には、これらに準じておらず、また老朽化が進んでいるところもございますので、点検を実施する準備を進めているところでございます。

工程といたしましては、現在、台帳システムに登録されている雑排水管のデータと過去の開発行為の資料等を調査して、敷設後50年を経過する雑排水管に設置されているマンホール蓋の構造とか、過去の

点検記録を確認いたしまして、旧構造の蓋や点検修繕記録のない蓋を抽出いたします。

次に、これらの蓋を対象に、職員によるスクリーニング調査を実施いたしまして、劣化の見られる蓋替えにつきましては、鉄板等による緊急防護措置を行うとともに、詳細確認により修繕の必要性が確認されたものにつきましては、雑排水管等管理事業の修繕費を用いて、修繕工事を実施してまいりたいと考えております。

そのほかの雑排水管につきましても、毎年実施しております公共下水道管の点検調査に合わせた計画的な点検調査の実施を検討してまいります。

続きまして、6番目のガランド水路親水施設の管理状況と課題認識について、お答えいたします。

ガランド水路親水施設の管理状況といたしましては、季節に応じて頻度を変えて、水路清掃を実施しているほか、年2回の樹木剪定や定期的な施設点検と、点検結果を踏まえた施設の修繕を実施しているところ です。

課題といたしましては、ガランド水路は、平成11年に供用開始されてから26年が経過しております。修景施設ということで、材料に石材や木を多用した施設ではございますが、こういった施設も老朽化が進み、近年は石畳のがたつきや照明灯、柵等の劣化損傷など、修繕を必要とする箇所が増えている状況でございます。

引き続き、適切な施設点検を実施いたしまして、早期に修繕の必要な箇所を把握するとともに、修繕の際には、施設の景観を損なわない範囲で、より長もちする材料での復旧に努めているところでございます。

続きまして、7番目の安威川流域下水道

建設負担金の、今後の見通しについてお答えいたします。

現在、安威川流域下水道施設では、複数の施設で更新が進められております。安威川流域下水道建設負担金につきましては、大阪府と定期的に協議会を開催いたしまして、その中で、中期見通しも示されております。

今後の更新事業としましては、令和9年度まで施設更新が続きますので、その後はピークアウトする見込みでございますけれども、昨今の労務費や材料費の上昇もございまして、その影響も受けるものと見ております。今後、これらの動向については注視してまいりたいと考えております。

以上です。

○水谷毅委員長 宇都宮委員。

○宇都宮美男委員 ありがとうございます。3回目は、要望と一部質問となります。

1番目です。太中浄水場の件、理解いたしました。

ただ、本来であれば、設備更新の計画と点検はセットで考えられているものだと思いますので、結果的に、追加の点検費用が発生しているのは少しもったいないと思ってしまう部分もあります。

今後はこうしたことがないように、設備更新の検討や設計はできるだけ計画的に進めていただくということですが、5年契約だったということで、今回は仕方がなかったのかと思っております。あわせて、安全確保や効率的な維持管理に努めていただくことを要望しまして、この質問は終わらせていただきます。

2番目です。配水管整備事業について、御説明ありがとうございます。千里丘駅西地区の再開発に併せての配水管の布設を一体的に行うことで、工事期間の短縮や周

辺住民への影響軽減、または費用の縮減にもつながるという点については、とても合理的な取組だと思えました。

また、AIを活用した漏水調査についても、複数の事業者で共同発注することでの費用の縮減、情報共有につながっているということですので、すごく効率的だと思っております。こうした広域的な連携は今後も大事になってくると思いますので、よろしく願いいたします。

今後も、再開発などのまちづくりとインフラ整備をうまく連携させていただきながら、効率的な事業の実施と、漏水対策の強化にしっかり取り組んでいただくことを要望いたしまして、この質問を終わらせていただきます。

3番目の給配水管布設受託事業の説明ありがとうございます。予定と連携についてはとても分かりました。

昨今の物価高騰や労務費の上昇の影響がどの程度あるのかということと、工事別には内容が異なってくるので、単価比較や上昇率など分かる範囲でお答えしていただければと思います。

4番目です。台帳システムの説明ありがとうございます。下水道の台帳システムについては、日常の管理だけでなく、窓口でも閲覧できるようにすることで、民間の工事の際の確認がしやすくなって、事故防止にもつながるともいい取組だと思えました。

また、データについても、特定の業者だけが扱うだけでなく、汎用データで管理することによって、万が一のことがあったときに、業者が入ればシステムを更新、もしくは修繕できるということで安心してます。将来的なシステム更新にも柔軟に対応されているということで、心強いと思いま

した。

今後も、台帳情報の適切な更新とシステムの安定した運用を行いながら、維持管理の効率化、事故防止につなげていただくことを要望しまして、この質問を終わらせていただきます。

5番目も要望になります。マンホール蓋の取替えについては、道路工事や水道工事と併せて実施することで、経費削減を図りながら効率的に進めているという点、理解いたしました。

一方で、今回発生した事故のように、過去の民間開発で設置された排水設備については、構造や老朽化の状況が十分に把握できていない部分もあるというのと、箇所数もこれからというのもあると思うので、今回の事故をきっかけに、しっかりと状況を把握していただきたいと思っております。

特に大体は道路上にあると思うので、市民や車両の安全に直結する部分でもあります。計画的な点検と必要な修繕を進めていただいて、事故未然防止に努めていただくことを要望しまして、この質問を終わらせていただきます。

6番目も要望となります。ガランド水路の親水施設については、定期的な点検や清掃、樹木剪定などを行っていただいていること、感謝しております。供用開始から年数もとてもたっておりますので、老朽化による修繕箇所が増えてきたというのは、仕方ないことかと思っております。状況も理解いたしました。

こうした親水施設は、市民の憩いの場としても利用されていますので、安全面には十分配慮しながら必要修繕を計画的に進めていただきたいと思っております。

また、修繕の際には、景観との調和がと

ても大事になると思います。そこにも配慮しながら、できるだけ長もちする材料を活用するなど、効率的で持続可能な維持管理に努めていただくことを要望しまして、この質問を終わります。

7番目になります。安威川流域下水道については、大阪府が管理する施設の更新や耐震化が進められていて、その費用を流域市で案分して負担しているということでしたが、下水道は、市民生活や防災の面でも重要なインフラになります。必要な更新や耐震化が着実に進められることは大切だと思っております。

一方で、市としては、大阪府の事業に応じて負担金が増減するというものでしたので、今後の更新計画や見通しについてもしっかりと情報共有を受けながら、将来的な財政負担も見越した対応を進めていただきたいと思っております。引き続き連携を図りながら、安定した下水道機能の確保に努めていただくことを要望して、この質問を終わります。

以上です。

○水谷毅委員長 答弁を求めます。

名古屋課長。

○名古屋水道施設課長 それでは、3番目の御質問にお答えさせていただきます。

まず、工事費につきましては、令和6年度、令和7年度と毎年度のように2%前後の上昇が見られます。

先日新しい労務単価が国から通知されました。昨年度と比べて、全体の平均としまして、約4.5%上昇している状況となっております。

材料費につきましては、主に使っておりますダクタイル鋳鉄管が、令和6年度に約10%の値上がりがありました。材料費も労務費も上がっている状況で、トータル

で工事費が2%前後上昇することによりまして、どうしても更新の延長など、進捗に影響が出てくると考えております。なるべく縮減を図れるように、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○水谷毅委員長 宇都宮委員。

○宇都宮美男委員 労務費や単価の上昇について、理解いたしました。とても上がっているという実感でございます。一般生活においてもそうですけれども、業者の方は、そういうところをしっかりと対応しながら一生懸命やってくれているんだと感謝の気持ちでいっぱいでございます。

要望となります。連続立体交差事業というのは長期間にわたる大きな事業ですので、関係部署との調整をしっかりと行っていただいて、工程管理を進めていただきたいと思っております。

また、先ほどおっしゃっていただいた資材価格や労務費の上昇も、見通しが利かないような上がり方をするときもあると思いますので、今後の更新費用に影響が出ないように、計画的な事業執行を要望しまして、この質問を終わらせていただきます。

○水谷毅委員長 ほかにありますか。

谷口委員。

○谷口治子委員 4点質問させていただきます。

1点目に、予算書38ページ、水道事業会計の給水収益について、お尋ねします。水道料金が18億3,768万3,000円で計上されていますが、前年度との比較で減額になっています。今年度計上分の積算方法について、教えてください。

2点目、予算書40ページ。原水・浄水及び送水費についてお尋ねします。修繕費や薬品費、受水費など、様々な施設区分に

関係しますが、自己水の当初予算上の見込みとして、企業団水との構成比や水量など、詳細について教えてください。

3点目、予算書74ページ、下水道事業会計のキャッシュ・フロー計算書において、当年度純利益が8,543万4,000円の赤字となっています。赤字予算を組まざるを得なかった主な要因について、教えてください。

4点目、予算書106ページ、工事負担金についてお尋ねします。108ページの工事請負費とも関係しますが、マンホールトイレに関連する収入と支出が組まれています。下水道事業会計としての負担がどの程度あるのか、入出の予算額の詳細について教えてください。

以上、4点です。

○水谷毅委員長 答弁を求めます。

森崎課長。

○森崎料金課長 それでは、1点目の給水収益の質問に御答弁申し上げます。

委員が御指摘のとおり、令和8年度は、前年度比、微減で計上しております。基本的な算定方法といたしましては、直近5年間の調定額の対前年度増減率の平均値を、令和7年度の予算額に乗じる方法を用いており、その上で、摂津市上下水道ビジョンに示されている傾向と乖離がないかを精査して計上しております。

以上でございます。

○水谷毅委員長 名古屋課長。

○名古屋水道施設課長 それでは、2点目の自己水の見込み、企業団水の構成比等の御質問にお答えさせていただきます。

自己水の見込みは184万3,000立方メートルで、総配水量の18.7%と見込んでおります。令和7年度予算時と比べて、9万8,000立方メートルの減少と

推定しています。企業団水の構成比は81.3%、799万5,000立方メートル、総配水量としましては983万8,000立方メートルと見込んでおります。

以上です。

○水谷毅委員長 浅尾課長。

○浅尾経営企画課長 それでは、3点目の御質問に答弁をさせていただきます。

下水道事業会計の赤字予算の要因ということですが、安威川流域下水道維持管理負担金が、前年度比で約1億3,100万円の増額となっていることに加えまして、下水道使用料が、前年度比で約5,600万円の減額となっていることが主な要因でございます。

安威川流域下水道維持管理負担金につきましては、資材高騰や労務費の上昇によって増額となっております、下水処理施設の運転監視業務など、長期契約の経費にも大きな影響が出ているという説明でございます。

また、下水道使用料につきましては、大口使用者の調定水量の減少を受けて、来年度の見込みにも影響が出ていることも含め、この2点が主な要因となっているものでございます。

以上でございます。

○水谷毅委員長 井上副理事。

○井上上下水道部副理事 それでは、4点目のマンホールトイレに係る入出の予算額の詳細について、お答えいたします。

マンホールトイレ整備に係る財源につきましては、2分の1が国庫補助金で、予算書107ページにございます社会資本整備総合交付金のうち、6,243万8,000円でございます。

また、残りの財源は一般会計負担金で、予算書の107ページ、マンホールトイレ

整備負担金6,587万3,000円が、事務手数料を含めた負担金となっております。

国庫補助金と一般会計負担金を合わせた1億2,831万1,000円が収入予算で、下水道事業会計での財源負担はございません。

なお、支出につきましては、予算書109ページ、工事請負費の公共下水道工事のうち、マンホールトイレ設置工事費として1億1,707万円、委託料の設計業務委託料のうち、マンホールトイレの資材価格調査委託料として39万6,000円、工具、器具及び備品のうち、マンホールトイレに設置するテント及び便器50基の費用として、防災対策用備品741万円を計上しております。これらを合わせた1億2,487万6,000円が支出予算でございます。

以上でございます。

○水谷毅委員長 谷口委員。

○谷口治子委員 ありがとうございます。

では、2回目の質問に入らせていただきます。

1点目です。水道料金の計上については分かりました。これに関連した質問ですが、昨今の物価高騰は市民生活に大きな影響を与えております。水道料金の滞納者の増減はどのようになっているのか、二、三年前からの傾向も併せて教えてください。

2点目、自己水の見込みについては分かりました。太中浄水場の自己水の在り方について、今後も再投資して維持していくのか、廃止に向かうのか、現時点での方向性について教えてください。

3点目、赤字の主な要因については分かりました。物価高騰や労務費上昇は全国的に影響があるもので、市単独で予算的にど

うこうするのは難しいと思いますが、赤字を解消するために有効な手だてについて、現時点でのお考えを教えてください。

4点目、マンホールトイレの予算額の件については分かりました。避難所として指定されているのは、小学校、中学校だけでなく、公民館などほかにも多くあります。今後整備される予定はないのか、整備における考え方についてお聞かせください。

以上、4点です。

○水谷毅委員長 答弁を求めます。

森崎課長。

○森崎料金課長 1点目、水道料金の滞納者の増減に御答弁申し上げます。

滞納者をどの指標で見るといところで、委員のニュアンスに近い滞納者の入り口の指標として、年間の督促件数の推移で御説明したいと思います。

令和5年度は6,468件、令和6年度は6,422件、令和7年度は2月末時点で6,144件と、おおむね横ばいの傾向でございます。引き続き、市民あるいは契約者の生活状況に即した丁寧な納付相談を心がけていきたいと考えております。

以上です。

○水谷毅委員長 名古屋課長。

○名古屋水道施設課長 それでは、2点目の御質問にお答えさせていただきます。

大中浄水場につきましては、現状維持という形なるべく延命して、長期にわたり浄水を行っていく方針で、令和8年度の予算編成をさせていただいております。自己水の減少は、なるべく小さくできるように、最適な管理をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○水谷毅委員長 浅尾課長。

○浅尾経営企画課長 それでは、3点目の

御質問に答弁をさせていただきます。

純利益の御質問でございます。下水道施設の維持管理に係る必要経費と使用料収入の差ということになりますので、すぐにこの差を埋めるのは難しい状況でございます。

御質問のとおり、物価高騰などは一過性のものではございませんので、今後も一定程度影響を受けることは見込んでおく必要があると考えております。

一方で、下水道使用料は、大口使用者の水量減少でございまして、これは景気などの要因で、過去の水量水準に戻るといこともあります。正確に動向を確認しつつ、細かな積み重ねとなりますけれども、必要経費をしっかりと精査した上で、予算執行してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○水谷毅委員長 井上副理事。

○井上上下水道部副理事 それでは、4点目のマンホールトイレの今後の整備予定についてお答えいたします。

マンホールトイレは、令和5年度に策定いたしました摂津市下水道総合地震対策計画に基づきまして、国の交付金を活用しつつ整備を進めております。

交付対象としては、マンホールトイレを設置する避難所が一定規模を有する必要がございます。また、トイレ設置スペースの確保や、プール貯水等のマンホールトイレの排水に利用する水の確保の点から、同計画では、これらの要件を満たします市内小・中学校を対象に、整備を進めております。

なお、鳥飼東小学校及び旧三宅小学校につきましては、現在市長部局で跡地利用について検討されているところでござい

す。今後、それらの方針が示されましたら、マンホールトイレの設置につきまして、関係課と協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○水谷毅委員長 谷口委員。

○谷口治子委員 ありがとうございます。

3回目は要望にさせていただきます。

1点目の滞納についてです。水は生きていく上で、生命を維持するためにも必要なものです。滞納が続いて水道の提供が止まると、命に関わってきます。ほかにも業務があり大変だと思いますが、ぜひ繰り返し、滞納がある方、また連絡してもなかなか入金がない、会えない方への訪問、相談等を強化していただき、水道の提供が止まることのないよう御尽力いただきますよう要望しておきます。

2点目です。災害が起こったときに、自己水があるというのは安心感にもつながります。その反面、維持費や更新、修理費等が多くかかってくることに課題があります。今後、協議会などでしっかり話し合っていただき、市民にとって最善の方法になるように要望いたします。

3点目の赤字についてです。今後も物価高、労務費は上昇する可能性があります。安威川流域のほかの市とも協力し、大阪府に対して現状を伝え、必要な手だてを要望したり、たくさん削減されてきているとは思いますが、まだ削減できるところはないか精査していただき、赤字を少しでも黒字にできるよう尽力していただきますよう、よろしくお願いいたします。

4点目のマンホールトイレについてです。マンホールトイレについての交付条件は、理解いたしました。マンホールトイレは、災害時に多くの方が使われます。いざ

というときに蓋が開かないなど、使えない状況では困りますので、年に1回程度、ちゃんと蓋が開くのか確認していただきますよう要望いたします。

以上で質問を終わります。

○水谷毅委員長 ほかにありますか。

香川委員。

○香川良平委員 それでは、順次質問させていただきたいと思います。

まず1番、予算概要の136ページ、太中浄水場管理運営事業についてお聞きをいたします。太中浄水場の自己水についてです。先ほど、総配水量に占める割合の見込みについては、谷口委員から質問がありました。私からは、少し視点を変えて、自己水の単価を幾らで見込んでいるのかについて、お聞かせいただきたいと思います。

あわせて、企業団から購入する受水費の単価についても教えていただきたいと思います。

次に、2番です。予算書64ページ、企業債についてお聞きをいたします。

資本費平準化債4億9,420万円です。予算書の119ページの令和8年度企業債元利償還予定表にあるとおり、令和9年2月25日に発行する予定であることが分かります。しかしながら、公共下水道事業や、流域下水道事業の企業債はいつ発行する予定なのか、予算書からは読み取れませんので、お聞かせをいただきたいと思います。

3番目、漏水減免についてでございます。予算概要の144ページ、水道料金過年度還付金についてです。この中に恐らく漏水減免に対応する予算も含まれていると思っております。漏水減免申請の過去の実績、どの程度あるのかという点について、お聞かせいただきたいと思います。

私からは以上です。

○水谷毅委員長 答弁を求めます。

名古屋課長。

○名古屋水道施設課長 それでは、1番目の自己水単価と受水単価についての御質問にお答えさせていただきます。

令和8年度の予算におきましては、自己水量を令和7年度と比べて減少すると見込んでおります。さらに、浄水施設の修繕費は、昨年度から比べて、約1,100万円の増額を見込んでおります。自己水単価は、令和6年度決算時の71.8円よりも高くなると見込んでございます。

続きまして、受水単価につきましては、令和6年度は、令和7年度と同額の税抜きで72円を見込んで予算編成を行っております。

以上です。

○水谷毅委員長 浅尾課長。

○浅尾経営企画課長 それでは、2番目の企業債のお問いに答弁をさせていただきます。

公共下水道事業債及び流域下水道事業債は、市が行う下水道工事や大阪府へ支払う安威川流域下水道建設負担金の財源として発行するものでございます。そのため、発行時期は、工事に係る費用ですとか、負担金がおおむね確定をいたします3月としておりまして、令和8年度につきましては、令和9年3月25日を予定しております。

なお、予算書の119ページに、令和8年度企業債元利償還予定表を掲載いたしておりますが、当該年度に元利償還金の予算執行がある企業債の一覧を掲載しております。令和8年度内に元利償還予定のない当該事業債につきましては、掲載しておりませんので、予定どおり起債がなされ

た後には、令和9年度の予算書に掲載することになるものでございます。

以上でございます。

○水谷毅委員長 森崎課長。

○森崎料金課長 それでは、3番の漏水減免に御答弁させていただきます。

令和5年度で121件、令和6年度で187件、令和7年度は2月末時点で147件となっております。

以上でございます。

○水谷毅委員長 香川委員。

○香川良平委員 御答弁ありがとうございます。

1番の太中浄水場管理運営事業についてでございます。答弁から、自己水量の減少、太中浄水場の修繕費が増額していることから、自己水単価が令和6年度決算よりも高くなることが予想されているとのことであります。企業団から購入する水よりも高くなることから、太中浄水場の存在意義について、考える時期に来ていると思えます。

太中浄水場の意義や存続廃止に関することについてと、近年、大阪広域水道企業団へ事業統合している市もあると聞いております。現時点におけるお考えを、包括的に部長から御答弁いただきたいと思えます。よろしく願います。

2番の企業債についてです。御説明のとおり理解いたしましたので、この質問は結構です。

3番の漏水減免についてでございます。減免申請をされる方は、いつもより明らかに水道料金が高いと気づいて、漏水していないか調べて、減免申請という流れかと思えます。中には、料金の確認をしていない方もいらっしゃると思えます。

例えば、気づくのが遅くて、1年間漏水

が続いてたとします、過去に遡って、何年まで減免の対象となるのか、その点についてお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○水谷毅委員長 西川部長。

○西川上下水道部長 太中浄水場の今後についての御質問にお答えさせていただきます。

先ほども、自己水と企業団水の割合について御質問がございましたが、おおよそ企業団のほうで8割、自己水が2割という状況になっております。井戸水のくみ上げを行っていますが、能力が低下している状況で、年々減少しております。

これまでの太中浄水場の役割としましては、災害時の有効性としまして、自己水を持っていることで、安心を確保してきたと説明をしております。これまで修繕業務を行っておりますが、施設の延命化が中心になっており、井戸を含めた浄水施設の更新には非常に多額の費用がかかり、水道事業経営に大きな負担となっております。

さきの本会議でも答弁いたしましたように、浄水場の更新費用につきましても、収入の根幹であります水道料金の値上げに大きく影響しますことから、慎重な検討が必要だと考えております。

先ほど、大阪広域水道企業団のお話もございましたが、現在の状況で言いますと、統合している団体につきましては、大阪市を除く42団体のうち19団体、令和9年4月の事業開始に向けて動いている団体が3団体で、過半数を超える規模になってきております。

これらの状況を踏まえながら、今後の施設の在り方については、企業団もございませうが、近隣市との施設の共同化もございませう。

す。様々な選択肢の中から検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○水谷毅委員長 森崎課長。

○森崎料金課長 それでは、漏水減免の適用の遡りについて御答弁申し上げます。

まず、検針員の報告で、微増あるいは大幅な増加になっている場合、速やかに使用者にお知らせをしております。また、電話連絡もしており、漏水の可能性も含めてお伝えするようにしております。おおむねその部分で何らかのリアクションが使用者からあることと存じます。

よって、原則、遡りはしておらず、減免の対象となるのは、当該計量月分の漏水についてのみ適用するものとする、減免要領にも規定しております。

ただし、不測の事態、極端な話ではございますが、お亡くなりになられて漏水をされた場合などは、減免ではなく、調定の減額更正をするなどして慎重に対応する場合もございます。

以上でございます。

○水谷毅委員長 香川委員。

○香川良平委員 ありがとうございます。部長から、事業運営のお考えについて、包括的に御答弁をいただきました。摂津市の上下水道を取り巻く環境は、大変厳しい状況であると私も思っております。今後予定されている料金改定も、やむなしと私も思っています。今後もこの問題についてはしっかりと見守っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

漏水減免について、遡りはしていないということでもあります。検針員の報告で、微増であっても連絡をしているということでもあります。不測の事態の場合は、調定の減額更正もやっているということ、こち

らに関しても理解をいたしました。ありがとうございます。

私からは以上です。

○水谷毅委員長 西谷副委員長。

○西谷知美委員 それでは、私からは、6点質問させていただきます。

まず、1点目、予算書の40ページ、水道事業費用の水質共同検査業務委託料から、PFOAの件についてでございます。水質に関して、1リットル当たり50ナノグラムという水質基準の設定についてなんですけれども、国で定めたものというのには理解しています。アメリカは4ナノグラムという基準があり、日本は50ナノグラムでいいのか、母親としては、例えば子供に障害とか、後々重い病気にかかった場合に、自分の食べたものであるとか、子供の口に入ったものが原因になっているのではないかとすごく気にすると思います。昔、プラスチック容器の離乳食の食器から、熱を加えることで発がん性物質が出てくるということがあったときも、大騒ぎになったという事例もあります。

ヨーロッパの基準に関しては、例えばイギリスが100ナノグラムとか、カナダが200ナノグラムとか、ドイツが100ナノグラムとか、日本より多い基準ではありますが、アメリカの4ナノグラム、そして日本の50ナノグラムとヨーロッパの数値がありますので、気になっております。摂津市の考え方について、まずはお聞かせいただきたいと思います。

2点目です。予算概要142ページの一般事務事業からでございます。上下水道事業経営審議会委員報酬が計上されております。関連して、代表質問でも料金改定の質疑があり、今も他の委員が触れられていましたが、水道事業において、赤字のまま

運営を続けることはできないと思っております。人口減少も収益悪化の要因なのかどうか、赤字予算になっている要因について、まずはお聞かせいただきたいと思えます。

次に、3点目、予算概要146ページの配水管整備事業からでございます。管路調査解析業務委託料が計上されております。令和6年度の補正予算から衛星画像AI分析による漏水調査が実施されてきたと思えます。

先ほども触れられていましたが、今回計上されているものと過去の調査内容の違い、また、実施する理由についてお聞かせいただきたいと思えます。

4点目です。

予算書30ページ、給料及び手当の状況から事務・技術職の平均年齢は、直近で48.02歳となっております。昨年度と比較するとやや下がったものの一般行政職の41.10歳よりも高齢職員が多い状況が続いております。

水道事業については一定の知識、経験、技能といったことが必要になってくると思うんですけれども、持続可能な事業運営を保っていくために必要となる技術継承などの取組についてお聞かせいただきたいと思えます。

5点目です。

予算概要の152ページ、水洗化促進事業から水洗便所改造助成金の予算額の積算の考え方、そして、本市の下水道普及率及び水洗化率の推移について、まずはお聞かせください。

6点目です。

補正予算9ページの連続立体交差事業に伴う設計業務委託料が1,316万3,000円減となっております。この内容に

ついてお聞かせください。

以上です。

○水谷毅委員長 答弁を求めます。

名古屋課長。

○名古屋水道施設課長 1点目のPFASの基準値についての御質問にお答えさせていただきます。

水道事業におきましては水質基準が国から示されております。PFASにつきましては、令和8年4月から水質基準になるということで50ナノグラム毎リットルを守ってまいりたい。水質基準を満たした水道水を市民の皆様へ供給するという考えの基でやっております。

加えまして、現在の暫定目標値の50ナノグラム毎リットルなんです、このまま水質基準になった場合も同じ基準値になっております。

2020年に設定されました日本の水質の暫定目標値は、当時の科学的知見に基づき体重50キログラムの人が水を一生にわたって毎日2リットル飲用したとしても、この濃度以下であれば人の健康に悪影響が生じないと考えられて水準を設定されておると説明されております。

国の知見もあまり集まらないので、国で検討を進められております。今後もPFASに限らず逐次改正ということで毎年検討されておりますので、動向を注視しながら水質検査をし、水道の安全を守ってまいりたいと考えております。

以上です。

○水谷毅委員長 浅尾課長。

○浅尾経営企画課長 それでは、2点目の収益悪化の要因に答弁をさせていただきます。

給水収益が減少傾向となっている一方で、施設修繕等の資材費、それから労務費、

人件費などが増額になっておりますことから、令和8年度は純利益がマイナスとなる予算を提出させていただいております。

収益悪化の御質問でございますけれども、摂津市の場合は現段階において大幅な人口減には至っておりませんが、節水型水使用機器の普及等によりまして水需要は減少しております。水道事業経営戦略の改定版の財政シミュレーションにおける料金据置きケースでは、令和8年度に損益が0円を下回り、以後、単年度収支の赤字額が徐々に増えていく、そういった見通しになっているところでございます。

以上でございます。

○水谷毅委員長 名古屋課長。

○名古屋水道施設課長 それでは、3点目の管路調査解析業務委託料にお答えさせていただきます。

令和8年度で計上しております調査につきましては、令和6年度の補正予算で実施した衛星画像のAI解析による漏水調査と同じ内容になっております。

令和8年度に実施する理由につきましては、令和6年度で行ったAI調査に基づきまして、令和7年度で35か所、令和8年度で34か所の詳細調査、後追いの調査をやりまして、令和9年度にもう一度、AI調査を実施する予定にしておりました。しかしながら、令和8年度に8事業体で共同発注されるということを知りまして、調査費用の縮減が図れるため、事業を前倒しして令和8年度で実施するものになります。

続きまして、4点目の技術継承の取組についてお答えさせていただきます。

技術継承は非常に課題だと感じておりまして、外部での水道技術の研修等を受講して向上を図るということと、あと、課内

で実地研修を実施しまして技術継承をしています。

令和8年度につきましては、浄水、送水に関する研修を2件、水道管の布設工事、設計に関わる研修を1件受講する予定にしています。

また、ベテラン職員による修繕作業の実地研修も実施する予定にしております。

以上です。

○水谷毅委員長 井上副理事。

○井上上下水道部副理事 それでは、5点目の御質問にお答えいたします。

水洗便所改造助成金の予算の積算根拠といたしまして、一般家庭が1件5,000円の助成とあります。これが10件分、あと、ここ何年か実績はございませんが、生活保護受給家庭につきましては、切替え工事に係る費用全額助成ということになります。こちらを1件分25万円を想定して、計30万円を計上しております。

なお、今年度、現在までの実績といたしましては、一般家庭、法人含めて22件の助成を実施しているところでございます。

下水道の人口普及率につきましては、令和4年度が99.33%、令和5年度が99.35%、令和6年度が99.37%となっております。

また、水洗化率につきましては、令和4年度が96.27%、令和5年度が96.36%、令和6年度が96.40%となっております。近年はともに0.1%以下の伸びとなり微増の状況が続いておるところでございます。

以上でございます。

○水谷毅委員長 名古屋課長。

○名古屋水道施設課長 それでは、6点目、連絡立体交差事業に伴う設計業務委託料の減額でございます。

こちらは設計内容の変更と落札減による補正減額となっております。

内容の変更につきましては、当初、仮線が来る予定箇所の既設水道管の耐久度、つまり仮線が来て電車が通っても水道管が持つか解析を行う予定にしておりました。しかしながら、一部の路線におきまして水運用上、その管がなくとも給水には影響ないという解析結果が出まして、一部区間でやめたことから減額になったものでございます。

○水谷毅委員長 西谷委員。

○西谷知美委員 御答弁ありがとうございます。

まず、1点目の50ナノグラム毎リットルという水質基準の設定についての御説明ありがとうございます。

毎年、いろんな化学物質に関して基準が変更になるということで、摂津市においては今、その問題が気にされています。常に最新の状況を判断していただいて、摂津市の皆さんが安心して飲める、そして使える水質基準維持に感度を高く持っていただいて、情報をしっかりと公開していただくよう要望して、こちらの質問は終わりたいと思います。

次に、2点目、料金改定の件についてでございます。

人口減に対しての赤字なのか、ほかの要因なのかといった質問に対する答弁でございましたが、理解いたしました。

2回目として、水道料金を含む経営改善方針についてでございます。

上下水道事業経営審議会で審議されていることですが、料金改定の改善幅をなるべく少なく抑えるために、挙げられる具体的な要素について審議中のことですので、審議に影響のない範囲で教えてくだ

さい。

次に、3点目の管路調査のA I調査による予算の内容についてです。令和9年度にする予定だったところを他の事業体と一緒に実施することで縮減が図れるため、令和8年度に計上したということで理解いたしました。

摂津市のみならず全国的な課題とも言えますが、水道管の老朽化は、今後も進行していくのでたちごっこといった言葉が使われることもあります。摂津市はこれに対して計画的に更新を進めていくに当たって、現状の認識、そして具体的にこれからどのような計画を持って進めようとしているのかお聞かせください。

次に、4点目、技術職である水道職員の高齢化、平均年齢が高いところの技術継承の取組についての御答弁ありがとうございました。

1年に1回ぐらいすごく大きな地震が起きている日本です。喜ばしくないんですけれども災害大国といったことに対してすぐに対応できる、契約している民間の方ではなく、自分のところでちゃんと技術職がいるということは非常に大事だと思っております。

そして、決算に係る審査とかでも質問させていただいたと思うんですけれども、マンホールとか地下に潜る工事において対応がまずくて命を落とされているようなケースもニュースで見聞きもいたします。ベテランの方と若手がしっかり知識を共有することの大切さをしみじみ感じております。摂津市としてしっかり技術者の育成に、今後も取り組んでいただきますよう要望としておきます。

次に、5点目、水洗化率を上げていただき、徐々に100%に近づいているのは理

解いたしました。

摂津市においては単独浄化槽がほとんどだと思います。し尿処理しかできないことからそのほかの排水が環境に与える影響は、よくない状況だということも感じるんですけれども、公共下水道への接続に切り替えられないのか、その水洗化の取組についてお聞かせいただきたいと思います。

6点目、連続立体交差事業に伴う設計業務委託料が減となった件についてです。工期が遅れるわけではなく、実際の工事に当たって変更があったということで大きく事業に関わらないということで理解いたしました。引き続き、着実に連続立体交差事業が行われるよう、関連事業としてしっかり取り組んでいただきたいと思います。こちら要望としておきます。

○水谷毅委員長 浅尾課長。

○浅尾経営企画課長 それでは、2点目の御質問に答弁をさせていただきます。

御質問にもございましたけれども、収益の根幹となります給水収益が単年度ではなくて持続的に回復することになれば経営の安定化につながると言えるとは思いますが、現実的には難しい状況であると認識をいたしております。

また、市の水道料金の体系につきましても、逡増度が4.2倍ということで、比較的大きく、大口と言われる多量使用者、企業等への依存度が高い体系となっております。一般家庭の水量区分の収入も給水原価を割っている、そういった状況もございます。安定経営の観点からは課題であると現在認識しているところでございます。

以上でございます。

○水谷毅委員長 名古屋課長。

○名古屋水道施設課長 それでは、3点目の更新計画についてお答えさせていただ

きます。

本市の水道施設におきましては、経年化率が50%を超えている状況で計画的に施設の更新を行っていかないと持続的な水道運営が難しいと認識はしております。

現在は、上下水道ビジョンの改定版で示しております更新計画に基づいて計画的に更新を行っておる途上でございます。

さらに今後は、そういった水需要などを加味しまして施設の管路等のダウンサイジングなどを図りながら、更新費用の縮減を図る計画としてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○水谷毅委員長 井上副理事。

○井上上下水道部副理事 それでは、5点目の水洗化促進事業にお答えいたします。

先ほども答弁いたしましたように、令和6年度における人口普及率は99%を超えまして、汚水整備につきましては、市内概成している状況でございます。

ただ、家屋や事業所等が排水設備を行いまして、下水道を接続しなければ水環境は改善されません。

これにつきましては、個々の事情がございますが、市といたしましては水洗化の啓発活動を継続して実施いたしまして、水洗化率の向上を図っていきたいと考えているところでございます。これまでと同様に令和8年度も継続して啓発活動を1件1件回らせていただいて実施したいと考えております。

なお、令和6年度につきましては、148件、啓発活動を行っております。また、令和7年度は、3月末までに188件、実施する予定をしております。

引き続き啓発活動に努め、水洗化率の向上を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○水谷毅委員長 西谷委員。

○西谷知美委員 御答弁ありがとうございました。

3回目は要望とさせていただきます。

まず、2点目の赤字に対してどうしているかということところです。一般家庭で1万円や2万円で大きく変わることがないので、大きな企業が幾つか摂津市の水道を使っていることと何か維持できているといった答弁だったと思います。

先ほど香川委員からも漏水について、質問があったんですけども、我が家でも小さな漏水がありまして、検針員の方からちょっとおかしいんじゃないかというアドバイスをいただきました。前回の平均からいうと五、六千円上がっていることに気づいて、実際調べていただいたら漏水が発見されました。摂津市的には収入減になりますけど、うちの家計的には助かったので、検針員の方は、すばらしいと。ちょっとおかしいんじゃないかとすぐに気づいていただきまして非常に助かったということがありました。

そして、大口の企業に関してです。今、健都に、大口になるかも知れない事業もあったりもします。大口といわず、中口、小口の企業をたくさん空いている工場用地へ何社か誘致することで少しでも維持管理できるように、たくさん水道を使っていたような企業を誘致できるよう要望して、こちらの質問は終わりにしたいと思います。

3点目のAI解析による漏水調査に関してでございます。

水道の更新についてお伺いいたしました。他市に比べると普及が遅かったので、いちごっここというところまでは至って

いないのかという感触でございます。水道管の技術更新も進んでいると思いますので、なるべく長もちする、そして価格的にも抑えたものをしっかりと選んでいただくことで維持できるようにぜひ情報収集などを頑張ってくださいと思います。こちらも要望としておきます。

次に、5点目、水洗化促進事業でございます。

丁寧に啓発にも当たっていただいているということで、令和7年度は188件、予定されているということでした。

垂れ流す排水によって環境問題に抵触することや事務関係も水洗化されているのとされていないのでは維持管理も変わってくると思いますので、丁寧な対応で両方とも100%になるよう引き続き取り組んでいただきたいと思います。要望としておきます。

以上です。ありがとうございました。

○水谷毅委員長 ほかにありますか。

松本委員。

○松本暁彦委員 それでは、引き続きまして質疑をさせていただきます。4問させていただきます。

まずは1番目が予算概要138ページの漏水修理跡舗装復旧工事についてです。対象となる工事がどのようなものか、令和8年度の見込みについてお聞かせください。

続きまして、2番目が予142ページの上下水道事業経営審議会委員報酬です。こちらについては代表質問でも他の委員からも質疑がございましたけれども、改めて詳細について第1回審議会の内容とか、委員の内容とかをお聞きしたいと思います。令和8年度の取組についてもお聞きしたいと思います。

続きまして。3番目です。

152ページの公共下水道管理事業で、今年度の主な事業内容と前年度と異なる点があればお聞かせください。

4番目です。

154ページの安威川流域下水道維持管理負担金についてです。先ほど質疑がありましたけど、前年度から増えていることで、まず、大阪府からどのような説明があったのか詳細内容についてお聞きしたいと思います。

1回目は以上です。

○水谷毅委員長 答弁を求めます。

名古屋課長。

○名古屋水道施設課長 それでは、1番目、漏水修理跡舗装復旧工事についての御質問にお答えさせていただきます。

こちらの工事内容につきましては、道路上で起こりました漏水による修繕工事を行った際に舗装は仮復旧として施工を終了します。その後、一定期間おきまして工事跡が沈下する可能性がございますので、一定期間を空けてから舗装をやり直す工事になっております。

令和8年度につきましては、45か所の舗装復旧箇所を見込んでございます。

以上でございます。

○水谷毅委員長 浅尾課長。

○浅尾経営企画課長 それでは、2番目の御質問に答弁をさせていただきます。

上下水道事業経営審議会につきましては、本年2月に第1回の審議会を開催しておりまして、学識経験者3名、関連団体や専門的知見を有する方2名、市民を含む水道使用者3名の計8名に委員を委嘱いたしまして、市長からの諮問に応じた審議をお願いしております。

市長からの諮問に関しましては、持続可

能な水道事業に関する経営改善の具体的な方策について審議をいただくことといたしております。令和8年度は残り5回の審議会で予算組みをさせていただいておりますけれども、10月末頃には答申をいただくことといたしているものでございます。

以上でございます。

○水谷毅委員長 井上副理事。

○井上上下水道部副理事 3番目についてお答えいたします。

公共下水道管理事業は、本市の下水道の維持管理の基礎、根幹の業務でございます。管路のしゅんせつや修繕、下水の水質分析などのほかに維持管理の基本となります下水道台帳の保守、整備などを行っております。

これらの業務は、労務費や材料費の上昇のほかにしゅんせつや修繕におきましては前年度の対応実績、下水道台帳整備では、下水道工事や開発、建築行為の前年度実績に応じて、毎年度、増減が出てまいります。

ただ、業務内容としましては、例年同様の業務でございます。

続きまして、4番目の御質問にお答えいたします。

安威川流域下水道維持管理負担金につきましては、流域下水道の処理場、ポンプ場、幹線管渠等の流域施設の維持管理に係る費用を構成市各市の処理量で案分、負担するものでございます。令和8年度の増額の主なものといたしましては、委託に係る労務費や材料費の高騰です。中でも労務費の高騰は長期契約となる処理場、ポンプ場の運転管理への影響が大きいものとなっております。

大阪府はこれまで運転管理等の役務が主体の委託業務につきましては、労務単価

の上昇による契約変更、いわゆる労務費スライド対応は行っておりませんでした。工事に関してはこういった対応をされておりましたが、運転管理等の役務業務については対応されていなかったということです。

令和6年1月に総務省からもガイドラインとしまして、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」が示されまして、この対応について国も交えながら大阪府の中で議論が進められてきたところでございます。

この過程で公正取引委員会からも変更対応しないことは優位的地位の乱用にも当たると厳しい見解もいただいたと聞いております。

その中で、令和7年7月には大阪府の変更契約の指針を見直され、令和8年度は中央水みらいセンターなどで運転管理において労務費のスライド対応を見込まれているものでございます。

また、令和7年度で契約期間を終え、令和8年度から新たに5年契約の運転管理業務の発注を予定しているポンプ場がございまして、この間の労務単価の上昇も見込んでいることも増額の要因となっております。

○水谷毅委員長 松本委員。

○松本暁彦委員 ありがとうございます。

それでは、2回目の質疑をさせていただきます。

まず1番目、漏水修理跡舗装復旧工事についてです。工事後の沈下する場合に対応するという理解をいたしました。

まずは工事監理をしっかりとやっていただきたいと思います。そんなに多くはないですけども、やはり修理後の舗装で、市民から段差ができていたりとか、つまりくと

いう声もあります。そういったところに対して速やかに復旧していただける費用だと思います。本来であればそういうことが少しでもなければ予算も浮くわけです。業者等に対してそういったことがないように、当然出てくる場合もあると思いますけれども、しっかりと工事監理をして対応していただけますように、要望とさせていただきます。

続きまして、2番目です。

上下水道事業経営審議会の話につきましても、代表質問でも取り上げております。

主に持続可能な経営について料金改定がテーマということで認識をしております。改めてこの審議内容の予定と審議会の進め方、そしてまた議会に対する今後の対応について。これは非常に重要なことになろうかと思っておりますので、答えられる範囲で教えていただければと思います。

続きまして、3番目です。

公共下水道管理事業の中身については理解いたしました。

例年と同様の業務ということですが、今回、下水道事業会計が赤字ということで、影響がこういったところにも出ているんじゃないかと思って質疑をさせていただきました。

そこで、予算組立ての考え方とか、計画どおりに進められているのかという点についてお聞きしたいと思います。

続きまして、最後の4番目です。

安威川流域下水道維持管理負担金に対する大阪府の説明についてです。今回出てくるまで一切そういう議論がなかったとか、安威川流域がどんと増えるとかという話は何も聞いていなかったの、ちょっと驚きがあります。

上下水道ビジョンとかにも反映されて

いないことですし、今までは水道事業が赤字見込みだから料金改定という話だったのが、今回いきなり、下水道は大丈夫ですという中で、ぱっと赤字が出たということは、非常に驚きがあります。お聞きしたら大阪府から言われたら払うしかないみたいなことになると思います。しかしながら、大阪府から丁寧な説明もいただきたいですし、そんなん分かっていたらもっと早めに市としての準備等もできると思います。

それを踏まえ、大阪府はどう考えてるんだと、先ほど他の委員からも質問がありましたけれども、今後の見通しについてお聞きしたいと思います。

やっぱり大阪府としてもそこを考えてしっかりそれを摂津市に説明すべきだと思いますけれども、いかがかということでお聞きしたいと思います。

以上です。

○水谷毅委員長 浅尾課長。

○浅尾経営企画課長 それでは、2番目の審議会の内容等のお問いでございます。

内容といたしましては、第1回で施設設備とか水道事業の概要について主に説明をさせていただきまして審議を行ったところでございます。水道事業の現状と課題を2回、水道料金の課題を含む経営改善策について2回、答申案の検討について2回、全6回の予定としているところでございます。

10月末頃の答申の後は、審議や答申の内容について市議会議員の方への説明、それから市民への広報活動も行う想定をいたしております。答申を踏まえて、健全かつ安定的な事業運営に取り組むこととしております。

それから3番目の御質問について答弁をさせていただきます。

予算の組立ての部分でございます。令和8年度予算におきましては、当年度純利益がマイナスとなっておりますけれども、経営に関する基本的な考え方、執行等の考え方については変わりなく、引き続き予算執行上の経費縮減に努めつつ、調査点検、緊急修繕など、安全管理上必要となる経費については、しっかりと予算計上してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○水谷毅委員長 井上副理事。

○井上上下水道部副理事 それでは、3番目の御質問の中で下水道事業会計が計画どおりに進められているかどうかについて答弁いたします。

計画どおりの事業執行につきまして、公共下水道管理事業にも関連する計画といたしましては、本市の下水道は令和2年度に策定、令和6年度に見直しを行っておりますストックマネジメント計画に基づきまして、点検調査、改築修繕、管渠更新を実施しているところでございます。

令和8年度は計画どおりこの点検調査を行うとともに、改築修繕につきましては、埼玉県八潮市での事故も受けまして全国的に緊急点検も実施されております。今、国も交付金拡充の動きもあることから、こういった支援の動向も踏まえて今後、実施してまいりたいと考えております。

また、更新につきましては、本市ではまだ下水道の更新需要が高まっている状況ではございませんが、将来の更新費用の平準化を図るために現計画では、令和12年度からの更新事業着手を見込んでいるところでございます。

続きまして、4番目の御質問で安威川流域下水道維持管理負担金についての今後の見通しということでございます。

先ほどの御質問にありましたように大阪府からの提示というところで、当初、我々も昨年度の経営戦略の見直しの中で当然、当時、大阪府で示されておりました安威川流域下水道の中期計画に基づいて策定をさせていただいていたところでございます。しかしながら、今回、この労務費スライド対応で維持管理負担金の増額という状況になっています。我々も大阪府に対して、今後の労務費の上昇も踏まえた中期計画をきちっと示すようにこれまでの協議会の中でも伝えてきたところでございます。

現在のところ、今月末に大阪府からも労務費の上昇も踏まえた中期見通しが示されることになっておりますので、それを受けて我々も経営についての分析を進めるとともにこの増額の中で大阪府にも経費縮減につながる取組について、市長会を通じて要望させていただいております。この件についても併せて確認してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○水谷毅委員長 松本委員。

○松本暁彦委員 ありがとうございます。

最後は全て要望とさせていただきます。

まず、2番目の審議会の進め方、内容についてです。10月末頃の答申とその後については市議会への説明と市民への広報活動ということで理解をいたしました。

これは代表質問でも要望したんですけども、上下水道はやはり何かあったときに断水や道路陥没など様々な面で市民への影響が大きく、真に必要であれば料金改定もやむを得ないこととは理解をいたしませんけれども、市民への影響は最小限化すべく新たな財源確保やダウンサイジングなど、経費抑制につなぐ取組は継続して行う

ように要望といたします。

答申はしっかりと説明をしていただきますようによろしく願いいたします。

続きまして、3番目です。

下水道管理事業については計画どおりしていくということで理解をいたしました。

やはり今回も赤字になるということです。これまでの黒字予定と赤字では全然、変わってくると思います。

令和2年度のストックマネジメント計画に基づいてということですが、計画の見直しがまた次の中期、大阪府の状況によっては早急に見直しが必要になるというのは理解をしております。

そこは先ほど言ったように少しでも市民生活に影響がない形でしっかりと維持管理をしていただきたいと思っておりますし、それに必要な経費はしっかりと支出する必要があるかと思っております。よろしく願いいたします。

最後です。4番目です。

大阪府に対してその点はお伝えしたと、中期見通しを示される予定ということも理解をいたしました。

大阪府への経費縮減も要望していくということです。こちらもしっかりと大阪府とも連携していただきたいと思っております。それを踏まえて本市の上下水道を含めた、これは下水にかかわらず当然水道も先ほど来議論がございます。水道についてもございます。

大阪府と連携して、よりよい形で令和8年度も取り組んでいただければと思っております。よろしく願いいたします。

以上です。

○水谷毅委員長 以上で、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後2時41分 休憩)

(午後2時43分 再開)

○水谷毅委員長 再開します。

議案第20号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

香川委員。

○香川良平委員 確認させていただきたいんですけど、市史編さん委員会のために条例改正ということなんですけど、補正予算書の8ページに繰越明許費の補正で一番下に摂津市史編さん事業とあるんですけど、この関連性について御説明いただきたいと思っております。

○水谷毅委員長 答弁を求めます。

千葉課長。

○千葉生涯学習課長 繰越明許費の関係です。市史編さんにつきましては、第4巻の編さんが終わりました、残すところが第4巻の印刷業務になります。その印刷業務のみが令和8年度に繰り越しするというので、繰越明許にしているものでございます。

以上でございます。

○水谷毅委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○水谷毅委員長 以上で、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後2時44分 休憩)

(午後2時46分 再開)

○水谷毅委員長 再開します。

議案第26号の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

谷口委員。

○谷口治子委員 2点質問させていただ

きます。

こちらの議案に関しては、地域限定保育士のことだと思うんですけれども、地域限定保育士と国家資格である保育士との違いについて教えてください。

もう1点、摂津市の中に資格を持っていても保育士をされていない方がいらっしゃると思われまます。その方の人数が分かれば教えてください。

○水谷毅委員長 答弁を求めます。

湯原課長。

○湯原保育教育課長 まず、御質問の保育士と地域限定保育士の違いでございます。

こちらは、いずれも保育士として業務を行うことができることから、保育士の配置基準等における差異というものはございません。

違いというのは、地域限定保育士につきましても、就業する地域が一定期間限定されるという点が異なります。

2点目、保育士資格をお持ちでありながら保育士として業務をされていない方、いわゆる潜在保育士のことかと思えます。

こちらにつきましては、正確な数字を把握しているわけではないんですけれども、大阪府の資料によりますと約300人の方が現在保育士の資格をお持ちですけれども、保育士の業務に就かれていないと把握しております。

以上でございます。

○水谷毅委員長 谷口委員。

○谷口治子委員 御答弁ありがとうございます。

こちらの議案について、今、問題になっているのは、あくまでも保育士の担い手不足だと思うんですけれども、必要なのは資格の緩和ではなく、保育という仕事の価値を高めることだと思います。

保育士の仕事は、子供の保育にとどまらず、保護者への支援や地域とのつながり、困難を抱える家庭への支援など、多方面の専門職であると思います。

その点から考えまして、今後、今おっしゃられました潜在保育士の方へのアプローチの仕方とかを考えていただきまして、地域限定保育士に頼るのではなく、やはり保育士として勉強されてきた、そういう方に力をお借りするという方向で考えていただけますよう、要望させていただきます。

○水谷毅委員長 ほかにありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○水谷毅委員長 以上で、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後2時49分 休憩)

(午後2時51分 再開)

○水谷毅委員長 再開します。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○水谷毅委員長 討論なしと認め、採決します。

議案第1号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○水谷毅委員長 賛成多数。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第2号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○水谷毅委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第3号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○水谷毅委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第9号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○水谷毅委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第10号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○水谷毅委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第11号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○水谷毅委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第20号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○水谷毅委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第26号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○水谷毅委員長 賛成多数。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

暫時休憩します。

(午後2時53分 休憩)

(午後2時54分 再開)

○水谷毅委員長 再開します。

本委員会の所管事項に関する事務調査

について協議します。

文教上下水道常任委員会における令和8年度の行政視察につきましては、昨年12月4日の本委員会で視察項目等を協議させていただきました。

視察項目につきましては、小学校における通知表の廃止について及び部活動の地域展開についての2項目を候補とし、視察先や日程等については調整することとしておりました。

これらの調整ができましたので、本日は委員長案として提案させていただきます。

それでは、お手元の資料を御覧ください。

日程につきましては、5月19日火曜日から5月20日水曜日の2日間で、視察先につきましては、岐阜県美濃市及び岐阜県関市です。

美濃市では、通知表の廃止について視察を行います。美濃市は、教育委員会からの意見を基に市内五つの小学校の校長が今年度から小学1年生の通知表を廃止されました。

従来は学期末に3段階評価の通知を配っていましたが、序列化などを招かず、伸びやかに育てほしいとの期待から決定されたとのこと。

来年度には対象を2年生までに拡大し、今後は保護者との懇談を年に2回、7月と12月に開き、学年末に渡される修了証で子供の生活面を含めた具体的な姿を伝えることで通知表の評価の代わりにされるそうです。

そこで今回は、全国で通知表を廃止する学校の例はあるものの、市全体で通知表の廃止を決定された美濃市が進めてこられた様々な取組について視察を行います。

また、関市では、部活動の地域展開について視察を行います。

中学校の部活動の地域展開については、国が令和4年12月に策定したガイドラインに基づき、全国的に進められています。

関市においても、市内中学校の生徒数が年々減少しているため、今年度末までに市内全中学校の休日部活動の地域展開を目標とし、令和6年からは部活動に代わる新たな活動の場として、関市地域クラブ登録制度を立ち上げられました。

また、来年度には、平日の部活動も終了を予定しておられ、先進的に部活動の地域展開に取り組んでおられます。

本市では現在、文化スポーツ課が主体となり、地域展開に取り組んでいますが、関市では、教育委員会が主体となって取り組んでおられるため、今回、本委員会で視察を行います。

以上が、視察案の内容となりますが、委員の皆さん、いかがでしょうか。

まず、全体的に、日程と視察内容について絞って見たときに、異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○水谷毅委員長 それでは、そのように決定します。

暫時休憩します。

(午後2時58分 休憩)

(午後3時 6分 再開)

○水谷毅委員長 再開します。

それでは、美濃市の通知表の廃止について、関市の部活動の地域展開について視察を実施させていただきますので、よろしくをお願いします。

なお、常任委員会の所管事項に関する事務調査については、本会議最終日において、閉会中に審査することが図られます。

本委員会の所管事項について、学校教育行政について、生涯学習行政について、児童福祉行政について、上下水道行政につい

てを令和9年3月31日まで休会中に審査することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○水谷毅委員長 異議なしと認め、そのように決定いたします。

これで本委員会を閉会します。

(午後3時7分 閉会)

摂津市議会委員会条例第29条第1項の規定により、署名する。

文教上下水道常任委員長 水谷 毅

文教上下水道常任委員 宇都宮美男